

第4章 ごみ処理事業における課題

4-1 ごみ処理事業における課題の抽出

本圏域のごみ排出、収集・運搬、処理、処分に至るまでの現状でのシステム及び処理実績等を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、問題解決策の検討を行い、本計画における方針・目標を策定します。

4-2 ごみ処理事業における課題

1 排出抑制の課題

本圏域ではごみの有料化を実施しており、ごみ処分手数料については適宜見直しを行っているところですが、本計画において改めてごみ処分手数料体系を見直します。

また、本圏域では指定ごみ袋に記名をすることとしており、町民のごみ処理に対する意識の向上と排出抑制を図っています。

しかしながら、本圏域の一人一日あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、現行計画において設定した一人一日あたりのごみ排出量の目標値を達成できておらず、今後のごみ排出量の抑制を推進する必要があります。排出されたごみの中には、古紙類等のリサイクル可能なものが多く含まれており、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取り組みを進める必要があるため、離島という条件の中で費用対効果等を勘案しながら今後も引き続き、町民への啓発及びPRを行っていく必要があります。

(1) ごみの排出抑制

日常生活や事業活動において、ごみ減量に対する意識を持ち、ごみの分別徹底や排出抑制に取り組む必要があります。事業者に対しては排出者責任と自己処理の徹底を図るよう指導・啓発していく必要があります。

(2) 町民への啓発

循環型社会の構築について、町民へのアンケート調査（第6次和泊町総合振興計画より）によると、ごみの減量、分別及び再利用に対して「取り組むべき」、「どちらかというに取り組むべき」と考えている人が8割以上となっており、町民のごみの減量や分別に対する意識は向上していることが伺えます。しかしながら、6.4%が「取り組み方が分からない」との回答がしていることから、町民へのさらなる周知を図る必要があります。そのため、幅広い世代の方々や事業者に対して、ごみの減量、分別及び再利用に関する情報提供や啓発を行うことで、商品購入の際には詰め替え用の商品を選択することやフリーマーケットを通じて物を人に譲るなどの行動変容を図っていくとともに、3Rに関心を持って取り組んでもらうための施策を進めていく必要があります。

2 収集・運搬の課題

現在、和泊町及び知名町にて再資源化・選別資源化を行っている燃えないごみ（空き缶・その他）、空きビン、ペットボトル及び発泡スチロールは週1回の収集を行っていますが、分別排出の推進に向け収集頻度の見直しやスーパーなどと協力した拠点回収の推進等について、適宜検討を行っていく必要があります。また、効率的な収集・運搬を行うとともに、人口減少及び高齢化する本圏域の状況を踏まえ、高齢者等に配慮したごみ出し支援に取り組む必要があります。

(1) 分別収集の徹底

現在実施している資源ごみの分別収集は、空き缶・その他金属類、ペットボトル、びん類及び発泡スチロールを対象として収集しています。

令和3年度の収集ごみ量は平成29年度と比べると減少しており、収集ごみのうち燃えるごみが減少する一方で資源ごみが増加しているため、資源化のための分別は向上していると評価できます。引き続き、維持・向上が出来るようにごみの排出抑制に留意した上でごみの分別を徹底し、リサイクル率の目標達成に向けて町民への啓発活動を行っていくことが重要になります。

(2) 超高齢化社会への対応

本圏域においても町民の高齢化が進んでおり、将来的には家庭から出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障がい者などが増加することが想定されます。鹿児島市が実施している「まごころ収集」はごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者に対して戸別に収集を行うことにより地域における高齢者等への支援体制の充実させているため、本圏域においても検討する段階にきていると考えられます。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

高齢化社会の進行に伴う在宅医療廃棄物の排出や処分方法が問題となっています。在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、収集等に従事する作業員への危険が危惧されることから、町民に対して医療機関へ返却するよう、啓発を行う必要があります。

(4) 環境美化、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等

環境美化及び不法投棄対策として、環境美化に関する情報や活動の周知徹底、また、不法投棄の早期発見や野外焼却等の周辺環境に影響を及ぼす可能性のある不適正処理の防止のため、監視指導員による監視・指導体制の強化を図るとともに、意識啓発に取り組む必要があります。

3 中間処理の課題

沖永良部クリーンセンターでは、燃えるごみの焼却処理、燃えないごみ（空き缶・その他）・粗大ごみからの選別資源物（空き缶、その他・金属類）、空きビン、ペットボトル、発泡スチロール、ダンボールの保管・再資源化を行っています。

現在のごみ焼却施設は平成14年3月に供用を開始してから20年が経過しました。日頃の点検・整備等により全般的に良好に保たれていますが、設備・機器において経年劣化が見受けられます。激しい劣化箇所が認められた灰出し設備に加え、他の設備・機器にも腐食・破損などの経年劣化が認められており、今後はさらに設備・機器の劣化が広範囲に広がることが予測されるため、中・長期的な観点から補修・整備について計画的に検討し、実施していくことが必要となります。

4 資源化の推進

町民による資源化への取り組みを拡大・発展させるための施策として、本圏域では令和3年度から生ごみコンポスト容器の普及に取り組んでおり、今後も更なる普及に努めることでごみの排出を抑制するとともに資源化を推進し、資源化率の向上に努める必要があります。

◆図表 4-2-1 コンポスト容器設置数（令和3年度実績）

単位：基

項目	キエーロ	ミニ・キエーロ	コンポスト	電気式	合計
和泊町	58	92	14	12	176
知名町	0	27	13	26	66
本圏域	58	119	27	38	242

※和泊町のキエーロの設置数には助成事業対象外（9基）も含んでいます。

5 最終処分の課題

本組合における最終処分は、沖永良部クリーンセンター内の一般廃棄物最終処分場で実施しており、本圏域から排出されるごみについては、全量中間処理を行い、埋立物の減量化・減容化を図っており、埋立地の延命化に努めています。

最終処分場は平成10年4月に供用を開始してから24年が経過し、今後予測される埋立量に対して、十分な処分容量を確保することが必要となります。また、供用開始後24年が経過している点、ごみ焼却施設（供用開始後20年経過）の経年劣化状況を鑑みると、最終処分場の浸出水処理施設内各所においても老朽化が懸念されるため、中間処理施設同様に、中・長期的な観点からの補修・整備計画について検討し、実施していく必要があります。

6 その他

現行計画の策定以降の法制度や社会状況の変化を鑑み、本計画実施期間内に本組合にて検討すべき、その他の課題として以下の事項を列挙します。

（1）プラスチック製品等の資源循環

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、不法投棄の防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。このことを踏まえ、以下の事項を列挙します。

ア プラスチック製品等の排出抑制

近年、プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック（通常、一度使用した後に、その役目を終える使い捨てプラスチック）の使用削減や資源化についてスケジュールの全体像が示されているため、本圏域においても、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進

めていく必要があります。

イ プラスチック製品等の適正処理

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し海洋汚染の原因になることから、環境負荷を低減させるために、海洋プラスチック問題や適正な処理について意識啓発に取り組む必要があります。

ウ 温室効果ガス削減

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量を削減することで環境への負荷を低減していくように努め、意識啓発に取り組む必要があります。

(2) 食品ロスの削減推進

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

平成30年度の国の推計によると、日本では、2,531万tの食品廃棄物が排出され、このうち、23.7%にあたる600万tが食品ロスと試算されています。食品ロスの内訳は家庭系食品ロス量（食べ残し^{※1}・過剰除去^{※2}・直接廃棄^{※3}）が276万t（46%）、事業系食品ロス（規格外品^{※4}・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等）が324万t（54%）となっています。

食品ロスの削減については、平成27年9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとなっており、令和12年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが掲げられ、国際的にも関心が高まっています。

このような中、国においては、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

鹿児島県ではこれらの状況等を踏まえ、消費者行政を総合的かつ計画的に推進するために、消費者教育推進法第10条第1項に基づく「消費者教育推進計画」及び食品ロス削減推進法第12条第1項に基づく「食品ロス削減推進計画」として、令和2年3月に、第4期「鹿児島県消費者基本計画」を策定しています。

また、鹿児島県内の各市（鹿児島市、阿久根市、出水市、指宿市、日置市及び奄美市）では、食品ロス削減推進の取り組みとして、30・10運動^{※5}等へ取り組んでおり、冊子配布やホームページ掲載などを通じて啓発を推進しています。

上記の状況等を鑑み、本圏域においてもSDGsに貢献する食品ロスの削減推進について取り組む必要があります。

※1：食卓に出された食品で、食べきれずに捨てられたもの

※2：厚くむいた野菜の皮や不要部分を過剰に切断したもの

※3：賞味期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※4：出荷段階で形や大きさ、傷の有無などで出荷できず廃棄されたもの

※5：30・10運動：会食や宴会等において、乾杯後の「30分間」とお開き前の「10分間」は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動

第5章 ごみ処理行政の動向

5-1 国のごみ処理行政の動向

1 ごみ処理関係法令の歴史

我が国におけるごみ処理関係法令の歴史を図表5-1-1に示します。

◆図表 5-1-1 ごみ処理関係法令の歴史

年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法（1954）
1960年～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・バーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ・自動車リサイクル法（2003） ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正(2015) ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022）

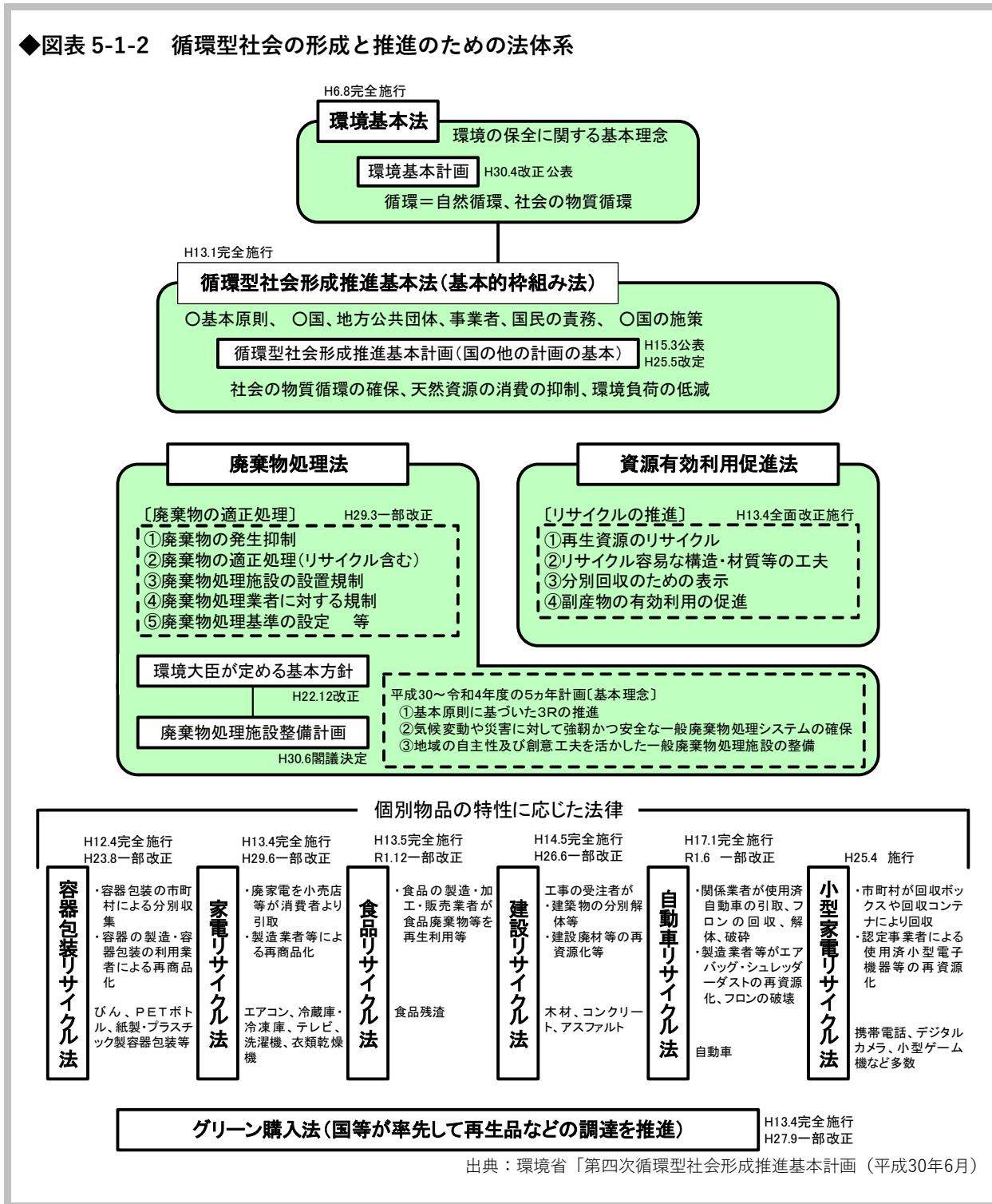
出典：環境省「日本の廃棄物処理の歴史と現状」（平成26年2月）※一部追記

2 廃棄物・リサイクル関連の法体系

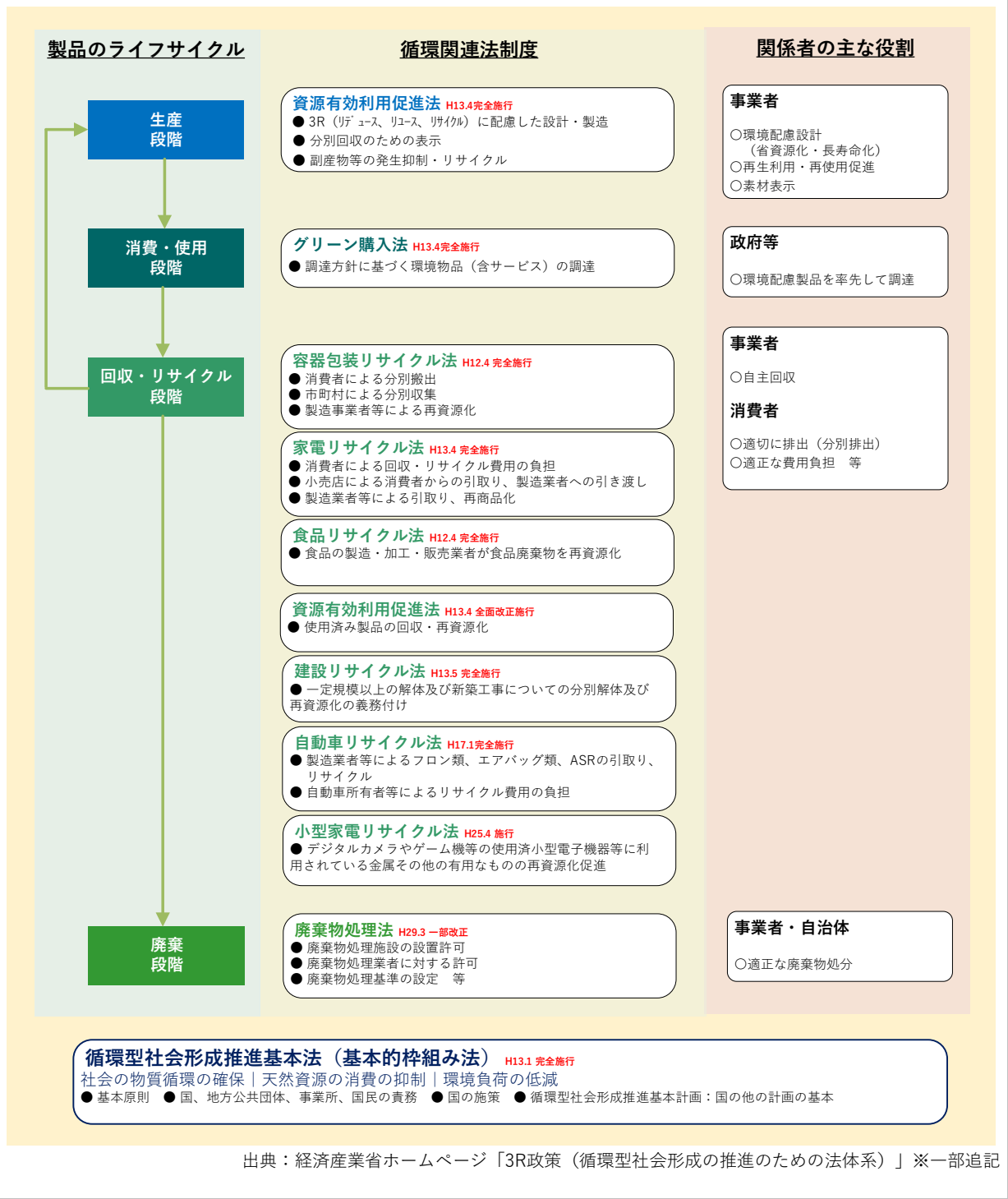
循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

循環型社会の形成と推進のための法体系を図表5-1-2に、製品のライフサイクルにあわせた法体系を図表5-1-3に示します。

◆図表 5-1-2 循環型社会の形成と推進のための法体系



◆図表 5-1-3 製品のライフサイクルにあわせた法体系



3 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法では適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」（Reduce）→「再利用」（Reuse）→「再生利用」（Recycle）→「熱回収」→「適正処分」と定めており、この法律に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画の減量目標を図表5-1-4に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画は①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフ

サイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の推進と環境再生、④災害廃棄物処理体制の構築、⑤適正な国際視点循環体制の構築と循環産業の海外展開を軸にして持続可能な社会づくりとその統合的な取り組みに向けた将来像のもと、資源生産性、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量に対する2025年度の目標値を定め、目標達成に向けて①～⑤に沿った取り組みの推進が掲げられています。第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を図表5-1-5に示します。

◆図表 5-1-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の減量化目標 (H30.6)

年度		平成27年度実績 (基準年度)	令和7年度 (目標値)
目標	ごみ排出量	約 4,398 万トン	約 3,800 万トン
	一人一日当たりのごみ排出量	約 894 g/人日	約 850 g/人日
	リサイクル率	約 20.4 %	約 28 %
	最終処分量	約 416 万トン	約 320 万トン

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月)

◆図表 5-1-5 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 (H30.6)

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																															
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 																															
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49</td> <td>(+102%)</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>(+8ポイント)</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>(+11ポイント)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>(▲77%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は2000年度比</p>							2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)	最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)
		2000年度	2015年度	2025年度目標																											
資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)																											
入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)																											
最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)																											
目標値																															
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○ 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○ 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○ 廃棄物エネルギーの徹底活用 ○ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○ 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○ 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 																															
国の取組	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の掘り起こし ・ 実現可能性調査への支援 ○ コンパクトで強靱なまちづくり ○ バイオマスの地域内での利活用 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○ シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○ 素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック戦略 ・ バイオマス ・ 金属(都市鉱山の活用) ・ 土石・建設材料 ・ 太陽光発電設備 ・ おむつリサイクル 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的・効率的な処理体制 ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・ 環境産業全体の健全化・振興 ○ 環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・ 空き家・空き店舗対策 ○ 東日本大震災からの環境再生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画 ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション ○ 地域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロック協議会 ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○ 全国 <ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Netの体制強化 ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・ IT等最新技術の活用 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○ 海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストを含む情報の活用 ○ 技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○ 人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 																														

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）

4 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、平成13年5月に定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）が平成28年1月21日に変更されました。

廃棄物処理基本方針では廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくために廃棄物処理法の改正及びリサイクル推進法に係る諸法の制定等の対策が行われてきており、相当程度の効果はあったものの、今なお廃棄物の排出量は高水準で推移しており、最終処分場の新規立地困難解消及び不法投棄をはじめとする不適正処理の撲滅等の問題があります。

また、循環型社会推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）における高優先順位である2R（「排出抑制（Reduce）」、「再利用（Reuse）」）の取り組みが遅れているほか、東日本大震災を代表とする近年頻発化・激甚化する災害に対して安全・安心に関する意識が高まっていることを踏まえて、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現や地球温暖化などの環境問題への対応も課題となります。

このような周辺状況を鑑み、諸課題の解決を図るべく廃棄物処理基本方針で掲げられた減量化目標を図表5-1-6に示します。

◆図表 5-1-6 廃棄物処理法基本方針における目標値（H28.1）

年度		平成24年度実績（基準年度）	令和2年度（目標値）
目標	ごみ排出量	約 4,523 万トン	平成24年度比で約12%削減 (約 3,980 万トン)
	再生利用量	約 21 %	約 27 %
	最終処分量	約 465 万トン	平成24年度比で約14%削減 (約 400 万トン)
	一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 676 g/人日	500 g/人日

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、平成28年1月改正）
「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成24年度実績）

5 廃棄物処理施設整備計画（H30.6）

これまで、昭和38年度から平成14年度まで廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）及び循環基本法の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくため、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としながら、循環型社会形成の推進転換が図られてきました。このような状況の中、平成15年、平成20年及び平成25年に廃棄物処理法第5条の3第1項に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会形成に向けた重点目標が設定されてきました。そして、平成

30年6月19日に定められた整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間として、「基本原則に基づいた3Rの推進」、「気候変動や災害に対して強靱且つ安全な一般廃棄物処理システムの確保」及び「地域の自主性および創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」を基本的理念に廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効率的な実施について、「ごみのリサイクル率」、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」などの目標及び指標が明記されています。

諸課題の解決を図るべく整備計画で掲げられた目標を図表5-1-7に示します。

◆図表 5-1-7 廃棄物処理施設整備計画における目標値

年度		平成29年度実績（基準年度）	令和4年度（目標値）
目標	リサイクル率	約 21 %	約 27 %

出典：「廃棄物処理施策整備計画」（平成30年6月）

5-2 鹿児島県のごみ処理行政の動向

1 鹿児島県廃棄物処理計画（R3.3）

鹿児島県廃棄物処理基本計画（R3.3）は廃棄物処理法第5条の5に基づき策定されており、前計画（鹿児島県廃棄物処理基本計画（H28.3））の策定後、廃棄物処理法が改正（平成29年6月）され、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）やプラスチック資源循環戦略（令和元年5月）が策定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応する必要があることから、鹿児島県では、令和3年3月に鹿児島県廃棄物処理計画を改定しました。鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値を図表5-2-1に示します。

◆図表 5-2-1 鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物の目標（R3.3）

年度		令和2年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみ排出量	53.2 万トン	48.3 万トン
	一人一日当たりのごみ排出量	918 g/人日	875 g/人日
	リサイクル率	16.4 %	23.4 %
	最終処分量	5.9 万トン	4.7 万トン

出典：「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月）

第6章 ごみ処理基本計画

6-1 基本方針

1 ごみ処理基本方針

本組合、和泊町及び知名町では、これまで循環型社会の構築に向けた取り組みを推進しているところであり、ごみの減量を図るためには行政だけでなく、町民及び事業者が各自の役割を認識し、協力することが必要不可欠となります。

また、町民及び事業者と三者協働の体制を構築する上においては減量施策に関する情報発信及び施策の推進は重要であり、「3Rの意識啓発」はもちろんのこと、令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえた「ごみの減量化・再資源化」を促進し、資源循環について積極的に取り組むことは特に重要となります。

本計画は資源循環型社会の構築に向けて各種施策を推進することで、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す未来の実現を目指します。なお、本計画の基本方針は現行計画のごみ処理基本方針（図表6-1-1）を踏襲し、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割において積極的に取り組みを推進し、持続可能な未来を目指すものとして図表6-1-2に示すように定めます。

◆図表 6-1-1 現行計画のごみ処理基本方針（H30.3）

基本方針	取り組み内容
排出抑制の促進	和泊町及び知名町は、町民及び事業者に対して、ごみの排出抑制に対する意識の啓発を行うなどの、排出抑制を推進するための施策を行っています。 本組合も和泊町及び知名町の施策に協力し、ごみの排出抑制を推進していきます。
資源化の促進	和泊町及び知名町は、それぞれでごみの収集・運搬を行っており資源化できるものは極力分別収集し、また、集団回収及び店頭等での拠点回収等の資源分別回収を推進しています。 本組合も和泊町及び知名町の施策に協力し、資源化を推進していきます。
適正処理の促進	ごみとして排出されたものについては、沖永良部クリーンセンターのごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設において減量化・資源化・安定化等の適正処理を行うとともに、これらの施設延命化及び適正な維持管理を継続していきます。

◆図表 6-1-2 本計画のごみ処理基本方針



基本方針① 排出抑制の推進



和泊町及び知名町は、住民及び事業者に対して、ごみの排出抑制に対する意識の啓発を行うなどの排出抑制を推進するための施策を行ってまいります。

- ◆基本施策 1 事業者への継続的な指導及び啓発活動
- ◆基本施策 2 住民への継続的な啓発活動

基本方針② 資源化の推進



和泊町及び知名町は、それぞれでごみの収集・運搬を行っており資源化できるものは極力分別収集し、また、集団回収及び店頭等での拠点回収等の資源分別回収を推進している。本組合も和泊町及び知名町の施策に協力し、資源化を推進してまいります。

- ◆基本施策 1 分別収集の徹底
- ◆基本施策 2 不法投棄対策等の強化

基本方針③ 適正処理の推進



ごみとして排出されたものについては、沖永良部クリーンセンターのごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設において減量化・資源化・安定化等の適正処理を行うとともに、これらの施設の延命化及び適正な維持管理を継続してまいります。

- ◆基本施策 1 高齢者等に配慮した収集・運搬の推進
- ◆基本施策 2 安全かつ効率的な処理・処分
- ◆基本施策 3 監視及び指導体制の拡充

6-2 人口予測

和泊町及び知名町の現行計画における行政区域内人口は実績値と乖離が生じてきているため、見直しを行いました。

1 和泊町の行政区域内人口の将来推計

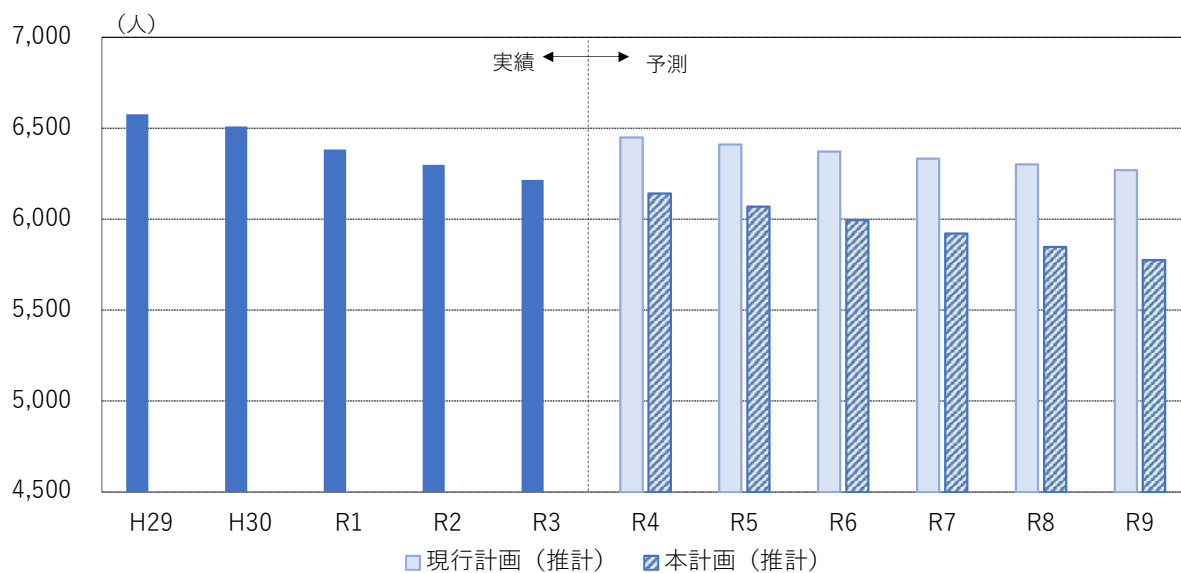
令和4年度～令和9年度の和泊町の行政区域内人口の将来推計結果を図表6-2-1に示します。また、図表6-2-2に示すように、行政区域内人口の将来推計の見直しを行った結果、将来人口の推移は過去5年間と同様に減少傾向となりました。

◆図表 6-2-1 和泊町の行政区域内人口の将来推計

(単位：人)

項目	H29	H30	R1	R2	R3	
実績	6,576	6,510	6,384	6,299	6,216	
項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現行計画	6,450	6,411	6,372	6,333	6,302	6,270
本計画	6,142	6,069	5,995	5,922	5,848	5,775

◆図表 6-2-2 和泊町の行政区域内人口の将来推計の推移



2 知名町の行政区域内人口の将来推計

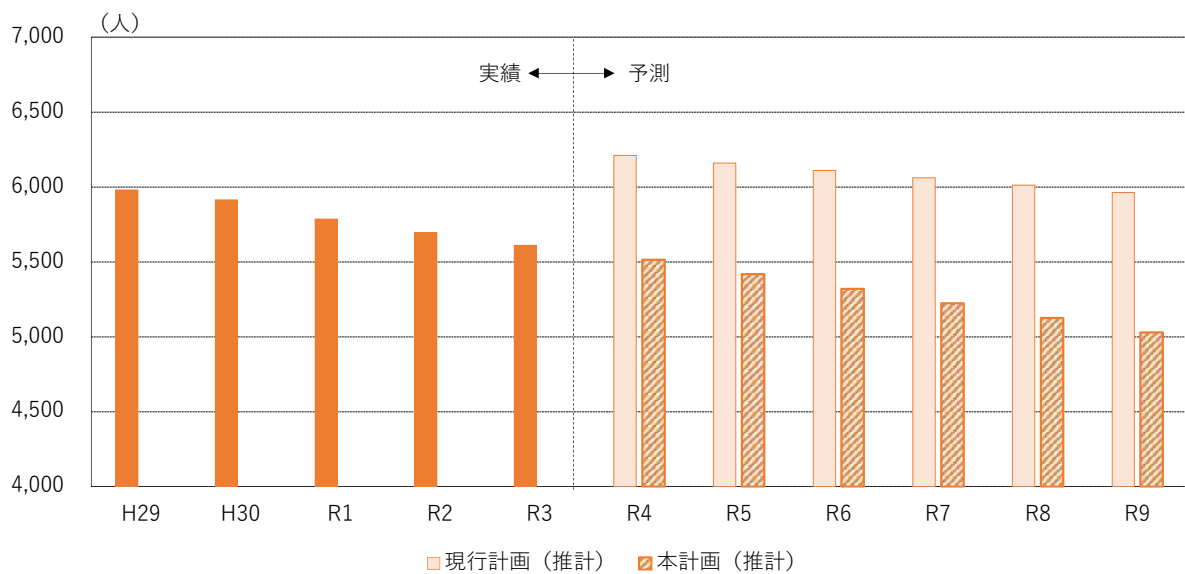
令和4年度～令和9年度の知名町の行政区域内人口の将来推計結果を図表6-2-3に示します。図表6-2-4に示すように、行政区域内人口の将来推計の見直しを行った結果、将来人口の推移は過去5年間と同様に減少傾向となりました。

◆図表 6-2-3 知名町の行政区域内人口の将来推計

(単位：人)

項目	H29	H30	R1	R2	R3	
実績	5,981	5,915	5,787	5,697	5,611	
項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現行計画	6,210	6,160	6,111	6,061	6,011	5,962
本計画	5,514	5,417	5,320	5,223	5,125	5,028

◆図表 6-2-4 知名町の行政区域内人口の将来推計の推移



3 本圏域の行政区域内人口の将来推計

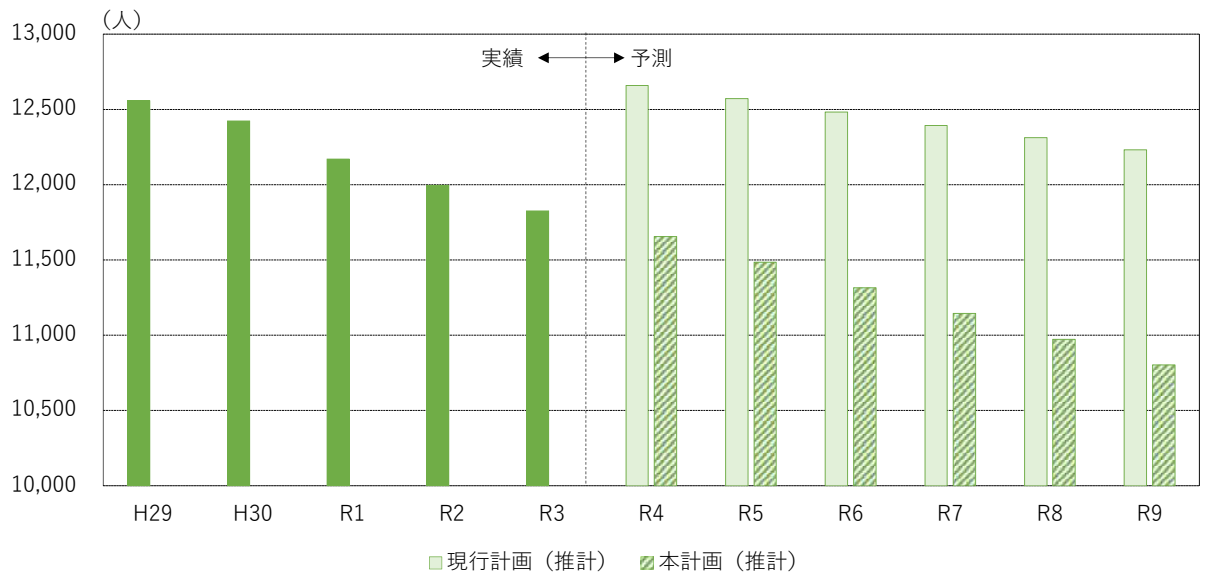
令和4年度～令和9年度の本圏域の行政区域内人口の将来推計結果を図表6-2-5に示します。図表6-2-6に示すように、行政区域内人口の将来推計の見直しを行った結果、将来人口の推移は過去5年間と同様に減少傾向となりました。

◆図表 6-2-5 本圏域の行政区域内人口の将来推計

(単位：人)

項目	H29	H30	R1	R2	R3	
実績	12,557	12,425	12,171	11,996	11,827	
項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
現行計画	12,660	12,571	12,483	12,394	12,313	12,232
本計画	11,656	11,486	11,315	11,145	10,973	10,803

◆図表 6-2-6 本圏域の行政区域内人口の将来推計の推移



6-3 排出量及び処理・処分量の予測

1 ごみ排出量及び処理・処分量の予測

和泊町及び知名町のごみ排出量の将来予測は人口予測と同様に「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている推計式を基に推計を行いました。

(1) ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果

和泊町及び知名町のごみ排出量の予測結果を以下に示します。

ア 和泊町のごみ排出量の予測結果

和泊町のごみ排出量の予測結果を図表6-3-1～2に示します。

令和9年度のごみ排出量は2,164t/年となり、現行計画（1,621t/年）と比べると、ごみ排出量は増加することが見込まれます。なお、収集ごみ及び直接搬入ごみ排出量の内訳については、それぞれ推計^{※1}により予測しています。

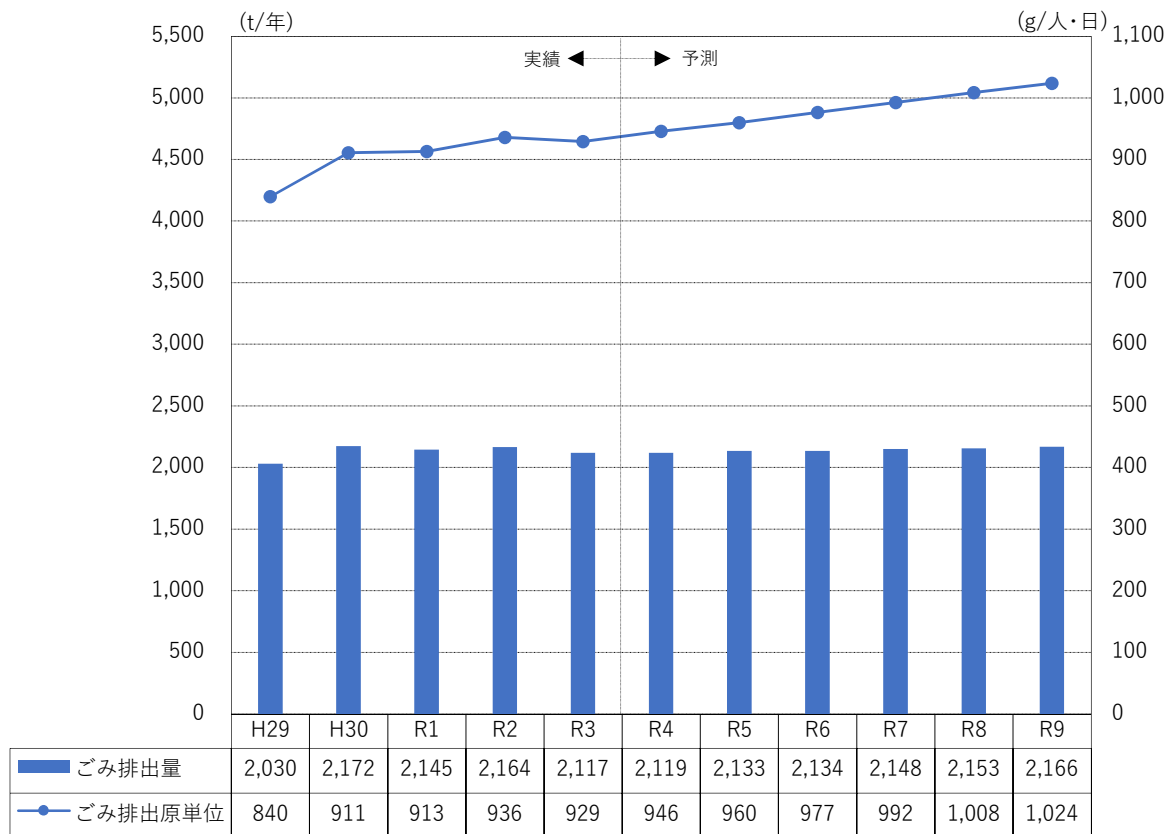
※1：資料編-2参照

◆図表 6-3-1 和泊町のごみ排出量の予測結果

項目	実績値	現行計画（目標達成時）		本計画 予測値
	令和3年度 (2021)	令和3年度 (2021)	令和9年度 (2027)	令和9年度 (2027)
人口（人）	6,216	6,489	6,270	5,775
ごみ排出原単位（g/人日）	929	790	750	1,024
ごみ排出量（t/年）	2,117	1,827	1,621	2,164
収集ごみ（t/年）	1,241	1,210	1,074	1,183
直接搬入ごみ（t/年）	876	617	547	981

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-3-2 和泊町のごみ排出量の予測結果の推移



イ 知名町のごみ排出量の予測結果

知名町のごみ排出量の予測結果を図表6-3-3～4に示します。

令和9年度のごみ排出量は1,850t/年となり、現行計画（1,603t/年）と比べると、ごみ排出量は増加することが見込まれます。なお、収集ごみ及び直接搬入ごみ排出量の内訳についてはそれぞれ推計※1により予測しています。

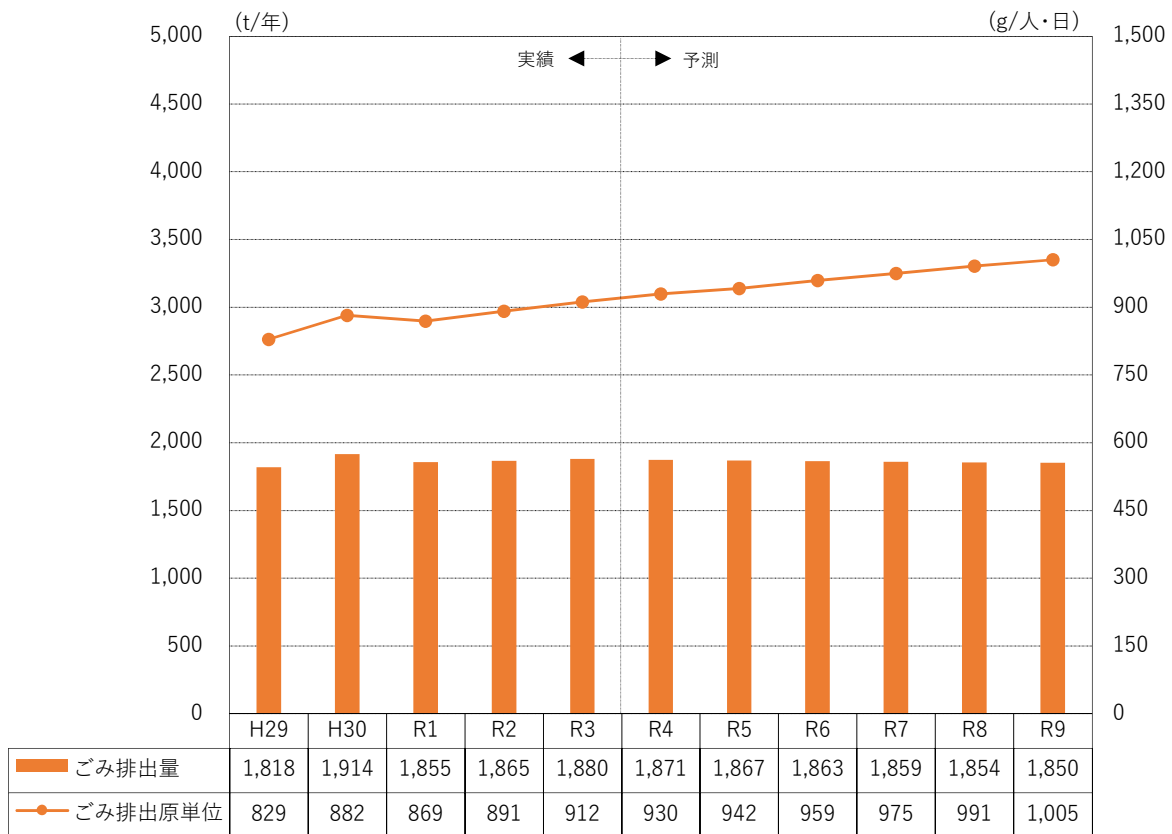
※1：資料編 - 2 参照

◆図表 6-3-3 知名町のごみ排出量の予測結果

項目	実績値	現行計画（目標達成時）		本計画 予測値
	令和3年度 (2021)	令和3年度 (2021)	令和9年度 (2027)	令和9年度 (2027)
人口（人）	5,611	6,260	5,962	5,028
ごみ排出原単位（g/人日）	912	768	750	1,005
ごみ排出量（t/年）	1,879	1,740	1,603	1,850
収集ごみ（t/年）	1,247	1,330	1,229	1,116
直接搬入ごみ（t/年）	632	410	374	734

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-3-4 知名町のごみ排出量の予測結果の推移



ウ 本圏域のごみ排出量の予測結果

本圏域のごみ排出量を図表6-3-5～6に示します。

令和9年度のごみ排出量は4,017t/年となり、現行計画（3,224t/年）と比べると、ごみ排出量は増加することが見込まれます。なお、収集ごみ及び直接搬入ごみ排出量の内訳についてはそれぞれ推計※1により予測しています。

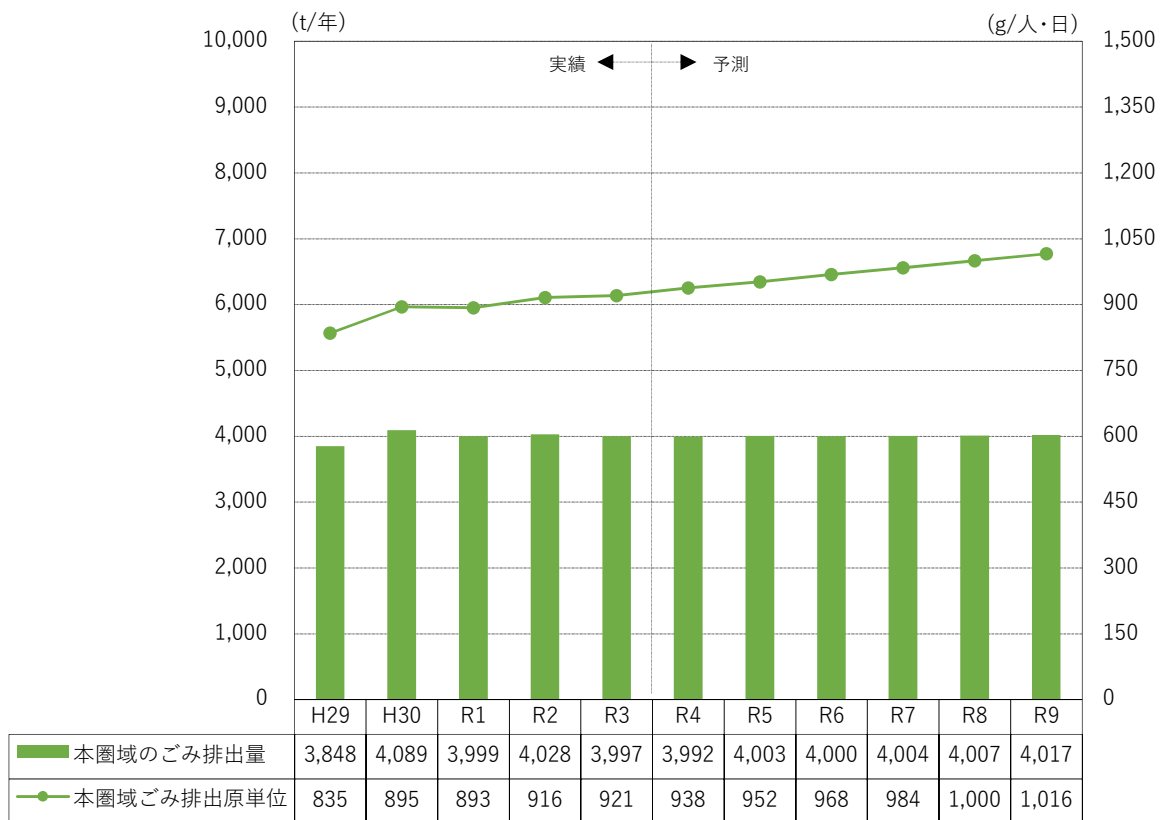
※1：資料編－2参照

◆図表 6-3-5 本圏域のごみ排出量の予測結果

項目	実績値	現行計画（目標達成時）		本計画 予測値
	令和3年度 (2021)	令和3年度 (2021)	令和9年度 (2027)	令和9年度 (2027)
人口（人）	11,827	12,749	12,232	10,803
ごみ排出原単位（g/人・日）	921	779	750	1,016
ごみ排出量（t/年）	3,997	3,567	3,224	4,017
収集ごみ（t/年）	2,488	2,540	2,303	2,302
直接搬入ごみ（t/年）	1,508	1,027	921	1,714

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-3-6 本圏域のごみ排出量の予測結果の推移



エ 中間処理量の予測結果

平成29年度～令和3年度のごみ種類別排出量実績比率の平均値及びごみ排出量に対する処理・排出量の割合を基に各施設におけるごみ種類別排出量を予測した結果を図表6-3-7に示します。

計画目標年度となる令和9年度のごみ焼却施設における焼却処理量の予測値は3,527t/年で、現行計画値（2,826t/年）より24.8%（+701t/年）増加し、粗大ごみ処理施設における破碎・選別・圧縮処理量の予測値は574t/年で、現行計画値（537t/年）より6.9%（+37t/年）増加すると予測しました。また、ごみ焼却処理施設からの埋立処分量の予測値は297t/年で、現行計画値（251t/年）より18.3%（+46t/年）増加し、粗大ごみ処理施設等からの資源化量の予測値は502t/年で、現行計画値（504t/年）より0.4%（-2t/年）減少すると予測しました。

◆図表 6-3-7 中間処理量の予測結果

単位：t/年

項目			令和3年度		令和9年度 (計画目標年度)			
			実績値	現行 計画値	現行 計画値	予測値	予測値－現行計画値	
						増減	増減率	
ごみ排出量			3,997	3,567	3,224	4,017	793	24.6%
沖永良部 クリーン センター 処理量	ごみ焼却施設	焼却処理 ①	3,589	3,139	2,826	3,527	701	24.8%
		燃えるごみ ②	3,583	3,134	2,821	3,521	700	24.8%
		粗大ごみ処理施設・可燃物 ③	6	5	5	6	1	20.0%
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	破砕・選別・圧縮 ④	607	492	537	574	37	6.9%
		燃えないごみ ⑤	253	197	183	240	57	31.1%
		空きビン ⑥	211	121	113	191	78	69.0%
		ペットボトル・発泡スチロール ⑦	4	33	31	4	▲27	▲87.1%
		粗大ごみ ⑧	77	65	60	77	17	28.3%
		ダンボール ⑨	62	76	150	62	▲88	▲58.7%
沖永良部 クリーン センター 搬出量	ごみ焼却施設	埋立処分 ⑩	298	279	251	297	46	18.3%
		焼却灰 ⑪	223	203	183	223	40	21.9%
		飛灰の固化物 ⑫	75	76	68	74	6	8.8%
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	資源化 ⑬	505	458	504	502	▲2	▲0.4%
		アルミ ⑭	45	30	27	44	17	63.0%
		スチール ⑮	76	58	54	76	22	40.7%
		その他・金属類 ⑯	182	154	143	182	39	27.3%
		ペットボトル ⑰	53	27	25	53	28	112.0%
		ビン（無色） ⑱	26	34	32	25	▲7	▲21.9%
		ビン（茶色） ⑲	43	57	53	42	▲11	▲20.8%
		ビン（その他） ⑳	18	22	20	17	▲3	▲15.0%
		ダンボール ㉑	62	76	150	63	▲87	▲58.0%
		焼却処理 ㉒	6	5	5	6	1	20.0%
	可燃物 ㉓	6	5	5	6	1	20.0%	
	埋立処分 ㉔	不燃物残渣 ㉕	122	29	28	108	80	285.7%

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

オ 処理・処分率の予測結果

平成29年度～令和3年度の処理・処分実績比率等を基に資源化物の量及び各施設の処理残渣量を予測した結果を図表6-3-8に示します。

計画目標年となる令和9年度の焼却処理による減量化率は80.4%で現行計画値（80.3%）より0.1ポイント増加し、再生利用率は12.5%で現行計画値（11.0%）より1.5ポイント増加し、最終処分率は10.1%で現行計画値（8.7%）より1.4ポイント増加する結果となっています。

◆図表 6-3-8 処理・処分率の予測結果

単位：t/年

項目	令和3年度		令和9年度 (計画目標年度)			
	実績値	現行 計画値	現行 計画値	予測値	予測値－現行計画値	
					増減	増減率
ごみ排出量 ①	3,997	3,567	3,224	4,017	793	24.6%
焼却による減量化量 (③-⑥) ②	3,291	2,860	2,575	3,230	655	25.4%
ごみ焼却施設 (焼却処理) ③	3,589	3,139	2,826	3,527	701	24.8%
燃えるごみ ④	3,583	3,134	2,821	3,521	700	24.8%
粗大ごみ処理施設・可燃物 ⑤	6	5	5	6	1	20.0%
ごみ焼却施設 (埋立処分) ⑥	298	279	251	297	46	18.3%
焼却灰 ⑦	223	203	183	223	40	21.9%
飛灰の固化物 ⑧	75	76	68	74	6	8.8%
資源化量 ⑨	505	458	504	502	▲ 2	▲ 0.4%
粗大ごみ処理施設・ ストックヤード						
アルミ ⑩	45	30	27	44	17	63.0%
スチール ⑪	76	58	54	76	22	40.7%
その他・金属類 ⑫	182	154	143	182	39	27.3%
ペットボトル ⑬	53	27	25	53	28	112.0%
ビン (無色) ⑭	26	34	32	25	▲ 7	▲ 21.9%
ビン (茶色) ⑮	43	57	53	42	▲ 11	▲ 20.8%
ビン (その他) ⑯	18	22	20	17	▲ 3	▲ 15.0%
ダンボール ⑰	62	76	150	63	▲ 87	▲ 58.0%
最終処分量 ⑱	420	308	279	404	125	44.8%
ごみ焼却施設						
焼却灰 ⑲	223	203	183	223	40	21.9%
飛灰の固化物 ⑳	75	76	68	73	5	7.4
粗大ごみ処理施設						
不燃物残渣 ㉑	122	29	28	108	80	—
処理・ 処分率						
焼却による減量化量 ㉒	82.4%	80.2%	80.3%	80.4%	0.1ポイント	—
再生利用率・リサイクル率 ㉓	12.7%	12.8%	11.0%	12.5%	1.5ポイント	—
最終処分率 ㉔	10.5%	8.6%	8.7%	10.1%	1.4ポイント	—

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

6-4 本計画の減量化・資源化目標

1 目標値の設定

本計画の上位計画である国及び鹿児島県の減量化目標を参考に本圏域のごみ排出量の減量化・資源化目標を設定します。

(1) 国の減量化目標値

国が第四次循環型社会形成推進基本計画において設定している一般廃棄物の減量化目標値を図表6-4-1に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画では令和7年度が目標年度に設定されており、ごみ排出量の削減率は約13.6%、一人一日あたりのごみ排出量は約4.9%、リサイクル率の向上率は約37.2ポイント、最終処分量の削減率は約23.1%となっています。

◆図表 6-4-1 国の減量化目標値

年度	平成27年度実績 (基準年度)	令和7年度 (目標値)	計画期間内 減量値			
			10年間	1年間	削減率	
目標	ごみ排出量	約 4,398 万トン	約 3,800 万トン	約 600 万トン	約 60 万トン	約 13.6 %
	一人一日あたりのごみ排出量	約 894 g/人・日	約 850 g/人・日	約 44 g/人・日	約 4.4 g/人・日	約 4.9 %
	リサイクル率	約 20.4 %	約 28 %	約 7.6 %	約 0.7 %	約 37.2 ポイント
	最終処分量	約 416 万トン	約 320 万トン	約 96 万トン	約 9.6 万トン	約 23.1 %

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）

(2) 鹿児島県の減量化目標値

鹿児島県が「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月）において設定している一般廃棄物の減量化目標値を図表6-4-2に示します。

鹿児島県廃棄物処理計画では令和7年度が目標年度に設定されており、ごみ排出量の削減率は約9.2%、一人一日あたりのごみ排出量は約4.7%、リサイクル率の向上率は約42.7ポイント、最終処分量の削減率は約20.3%となっています。

◆図表 6-4-2 鹿児島県の減量化目標値

年度	令和2年度実績 (基準年度)	令和7年度 (目標値)	計画期間内 減量値			
			5年間	1年間	削減率	
目標	ごみ排出量	53.2 万トン	48.3 万トン	4.9 万トン	約 1 万トン	約 9.2 %
	一人一日あたりのごみ排出量	918 g/人・日	875 g/人・日	43 g/人・日	8.6 g/人・日	約 4.7 %
	リサイクル率	16.4 %	23.4 %	7.0 %	1.4 %	約 42.7 ポイント
	最終処分量	5.9 万トン	4.7 万トン	1.2 万トン	0.24 万トン	約 20.3 %

出典：「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月）

(3) 本圏域の減量化目標値

国及び鹿児島県の減量化目標に準じ、本圏域の減量化目標値を以下に示します。

国、鹿児島県及び本圏域の現行計画の目標値を図表6-4-3に、本圏域の本計画の減量化目標値を図表6-4-4に、本計画の目標値に基づき設定した各町の減量化目標値を図表6-4-5に示します。

目標1：一人一日あたりのごみ排出量 842g/人・日 ← 792g/人・日（現行計画目標）

現行計画における計画目標年度（令和9年度）の「一人一日あたりのごみ排出量」の削減率は6%でしたが、ごみ排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、令和9年度の予測値は1,016g/人・日で、現行計画目標値と大きく乖離するため、本計画では令和9年度に向けた目標を見直しました。

見直しに際しては、各町のごみ種類ごとに減量化目標を設定し、計画収集及び直接搬入を含めたごみ排出量の減量化を進めることが重要となります。そこで、本計画においては、国及び鹿児島県の減量化目標に準じて各町のごみ種類ごとに減量化目標を設定した結果^{※1}、一人一日あたりのごみ排出量を842g/人・日とします。

また、各町の一人一日あたりのごみ排出量の目標値は、和泊町が848g/人・日、知名町は836g/人・日とします。

※1：各町のごみ種類ごとの減量化目標設定：資料編－3参照

目標2：リサイクル率（資源化率） 15% ← 15%（現行計画目標）

第四次循環型社会形成推進計画（平成30年6月）では令和7年度にリサイクル率を約28%、鹿児島県廃棄物処理計画（令和3年3月）では令和7年度にリサイクル率を23.4%と目標設定しています。

一方、本圏域の現行計画におけるリサイクル率は令和4年度（中間目標）が13%、令和9年度（計画目標）が15%であり、令和3年度実績値が12.7%（中間目標に対する進捗率：97.6%）で、目標に対して着実に進捗できていることから、現行計画を踏襲し、令和9年度の目標値を15%とします。

目標3：最終処分量 17%削減 ← 24%削減（現行計画目標）

第四次循環型社会形成推進計画（平成30年6月）では令和7年度に最終処分量を約23.1%削減、鹿児島県廃棄物処理計画（令和3年3月）では令和7年度に最終処分量を約20.3%削減と目標設定しています。

現行計画における最終処分量は平成28年度実績値に対して令和4年度に17%（中間目標）、令和9年度に24%（計画目標）削減することを目指していますが、令和3年度実績値で14.1%増加（平成28年度比）しているため、本計画では令和9年度に向けた目標を見直し、一人一日あたりごみ排出量及び資源化率の目標を達成するとともに現在の焼却残渣の発生率を今後同程度に維持することで目標達成を目指し、令和9年度の目標値を17%削減（令和3年度比）とします。

◆図表 6-4-3 国、鹿児島県及び本圏域（現行計画）の減量化目標

項目	第四次循環型社会形成推進 基本計画（平成30年6月）	鹿児島県廃棄物処理計画 （令和3年3月）	現行計画 （平成30年3月）	
			令和4年度 （中間目標）	令和9年度 （計画目標）
基準年度	平成27年度	令和2年度	平成28年度	
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和4年度 （中間目標）	令和9年度 （計画目標）
ごみ排出量	約 13.6 %削減	約 9.2 %削減	—	—
① 一人一日あたりのごみ排出量	約 4.9 %削減	約 4.7 %削減	3 %削減 (792g/人・日)	6 %削減 (767g/人・日)
② リサイクル率	約 28 %	23.4 %	13 %	15 %
③ 最終処分率	約 23.1 %削減	約 20.3 %削減	17%削減	24%削減

◆図表 6-4-4 本圏域の減量化目標値（過去実績との比較）

項目		実績				本計画	
年度 実績値・削減率・目標値		平成28年度 実績値	令和3年度 実績値	R3-H28 (増減率)		令和9年度	
				削減率	目標値	削減率	目標値
ごみ排出量	(t/年)	3,787	3,996	+209	+5.5%	—	—
① 一人一日あたりのごみ排出量	(g/人・日)	800	921	+121	+15.1%	—	842
② リサイクル率	(%)	10.7	12.7	+2.0ポ イント		—	15
③	最終処分率	(%)	9.7	10.5	+0.8ポ イント	—	10.5
	最終処分量	(t/年)	368	420	+52	+14.1%	17%削減

◆図表 6-4-5 本圏域の減量化目標値（本計画）

項目		本圏域	和泊町	知名町	
令和9年度 減量化目標値	人口	(人)	10,803	5,775	5,028
	一人一日あたりのごみ排出量	(g/人・日)	842	848	836
	ごみ排出量	(t/年)	3,331	1,793	1,539

（4）一人一日あたりのごみ排出量の減量化目標達成に向けて

本圏域の一人一日あたりのごみ排出量を842g/人・日と設定しましたが、本圏域の一人一日あたりのごみ排出量は令和3年度まで経年的に増加傾向にあり、目標を達成するために抜本的な改革が必要になります。その1つとして、本圏域で検討しているごみ処分手数料の改定があり、ごみ処分手数料の改定が及ぼすごみ排出量の減量効果は「ごみ減量効果に寄与するごみ有料化施策の制度設計要因分析」（環境システム研究論文集、2011年）によると、可燃ごみ指定袋1円/Lあたりの減量効果は45.1g/人・日と示されています。

また、図表6-4-6に示すように、全国で実施・調査されたごみ処分手数料の有料化によるごみの減量化の事例からごみ処分手数料の有料化によってごみの減量効果が明示されています。

◆図表 6-4-6 ごみ処分手数料の有料化によるごみ減量化例

番号	自治体	指定ごみ袋の料金（円） （10枚1セット）			事業系ごみ手数料	ごみ減量効果
		45L	30L	20L		
1	千葉市	360	240	160		可燃ごみは約4.9%削減
2	千葉市				270円/10kg（+70円、+35%）	事業系焼却ごみ量3%削減
3	金沢市	450	300	200		燃えるごみ約17%削減
4	日光市				150円/10kg（+50円、+50%）	家庭系ごみは約20%減少
5	生駒市	450	300			燃えるごみは約19.3%減少
6	海老名市	800		400		燃やせるごみは約17.2%減少
7	知多市	500	300	200		家庭系ごみ排出量は約16%減少
8	小松市	120		150		収集可燃ごみは約17.3%減少
9	八王子市	750		370		ごみ排出量は約12.8%へ減少

「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月改訂）有料化事例集」
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

6-5 ごみ処分手数料の改定

今後の一般廃棄物（ごみ）処理事業を円滑に運営していくために、現状のごみ処理に要する費用の分析を行い、近隣市町村のごみ処分手数料を参考にしてごみ処分手数料を見直すとともに、ごみ処分手数料改定によるごみ減量化及び手数料収入の増加への効果について分析を行いました。

1 料金改定の基本的な考え方

本圏域のごみ処理費用の実績を基に算出したごみ処分手数料の料金水準と近隣市町村のごみ処分手数料とのバランス等を加味し、本圏域のごみ処分手数料を改定します。また、本組合議会と協議し、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

2 ごみ処分手数料の変遷

ごみ処分手数料の変遷を図表6-5-1に示します。収集ごみのごみ処分手数料は平成19年4月から、直接搬入ごみのごみ処分手数料は令和元年10月から現在の料金体系となっています。なお、収集ごみの有料指定袋の標準小売価格は平成10年10月から現在まで同一価格であり、大（45L）935円、中（30L）620円、小（20L）425円となっています。

◆図表 6-5-1 本圏域のごみ処分手数料の変遷

年月	有料指定ごみ袋 ごみ処分手数料	ごみ処分手数料
平成10年4月～		【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：2円/kg 粗大ごみ、事業系ごみ及びその他：3円/kg
平成10年10月～	【収集ごみ】 ※収集ごみの有料化開始 大（45L）13.04円/枚（内税） 中（30L） 8.65円/枚（内税） 小（20L） 6.07円/枚（内税）	—
平成14年4月～	【収集ごみ】 大（45L）32.60円/枚（内税） 中（30L）21.63円/枚（内税） 小（20L）15.17円/枚（内税）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：5円/kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：10円/kg
平成16年4月～	【収集ごみ】 大（45L）34.42円/枚（内税） 中（30L）22.65円/枚（内税） 小（20L）15.81円/枚（内税）	—
平成17年4月～	【収集ごみ】 大（45L）32.27円/枚（内税） 中（30L）21.55円/枚（内税） 小（20L）15.16円/枚（内税）	—
平成19年4月～	【収集ごみ】 大（45L）30.38円/枚（内税） 中（30L）20.44円/枚（内税） 小（20L）14.53円/枚（内税）	—
令和元年10月～ 現在	【収集ごみ】 大（45L）46.75円/枚（内税） 中（30L）31.00円/枚（内税） 小（20L）21.25円/枚（内税）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：50円/10kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：100円/10kg ※10kg未満は10kgとする。

3 ごみ処理費用に係る歳入

ごみ処理費用に係る歳入を図表6-5-2（図表3-1-10より一部抜粋、追記）に、使用料及び手数料と市区町村分担金の推移を図表6-5-3に示します。なお、使用料及び手数料と市区町村分担金の合計は、令和元年度は増加していますが経年的に減少傾向にあり、令和3年度は195,680千円、過去5カ年平均値は203,601千円となっています。

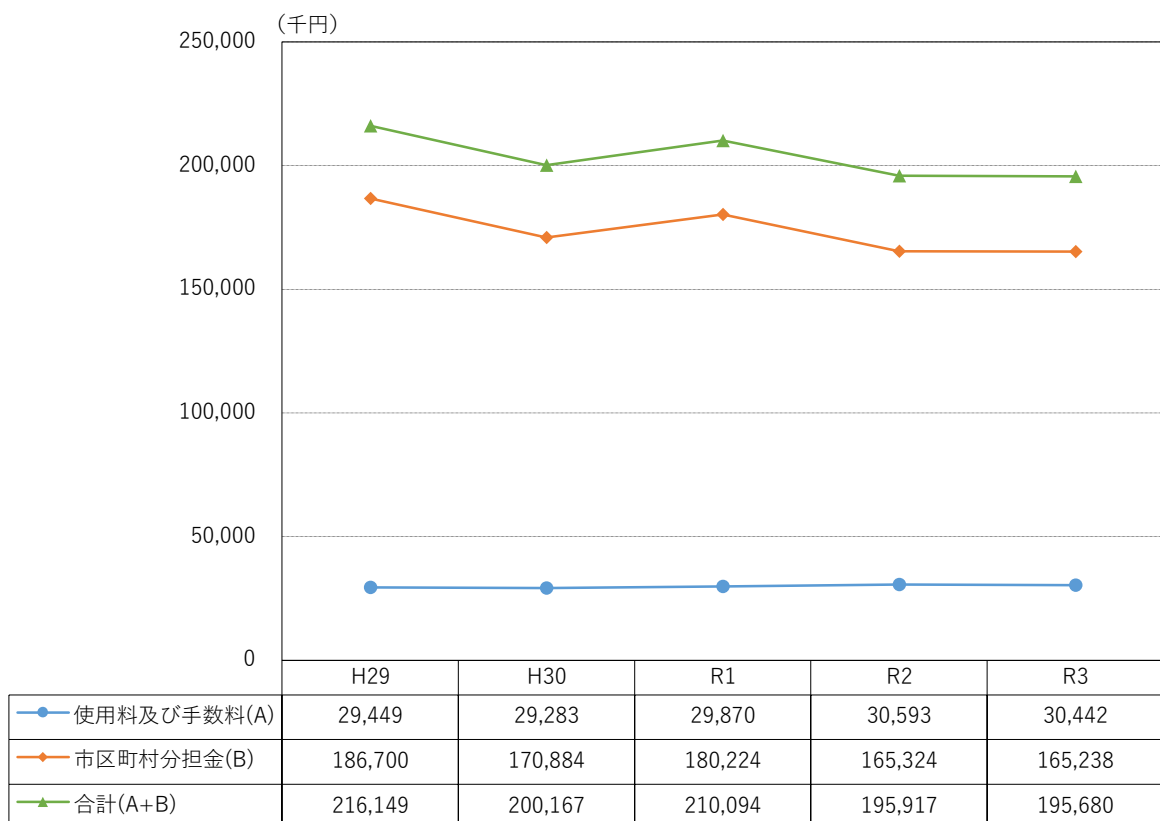
◆図表 6-5-2 本圏域のごみ処理費用に係る歳入

単位：千円

項目	H29	H30	R1	R2	R3	平均
使用料及び手数料(A)	29,449	29,283	29,870	30,593	30,442	29,927
市区町村分担金(B)	186,700	170,884	180,224	165,324	165,238	173,674
合計(A+B)	216,149	200,167	210,094	195,917	195,680	203,601

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査表、71表及び72表」

◆図表 6-5-3 本圏域の使用料及び手数料(A)と市区町村分担金(B)の推移



4 一般廃棄物処理に要する費用に対する手数料の料金水準の把握

本圏域の一般廃棄物の処理に要する費用に対する手数料の料金水準の把握に際し、「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月改訂）」（以下、「有料化の手引き」という。）に基づき、処理原価を算定します。

有料化の手引きを基に算出した本圏域の一般廃棄物処理に要する費用に対する手数料の料金水準を図表6-5-4に示します。また、ごみ処理原価の推移は図表6-5-5に示すように、平成30年度に減少し、令和元年度に上昇した後は、減少傾向となっています。なお、令和3年度のごみ処理原価は48円/kg、過去5年間の平均ごみ処理原価は53円/kgとなっています。

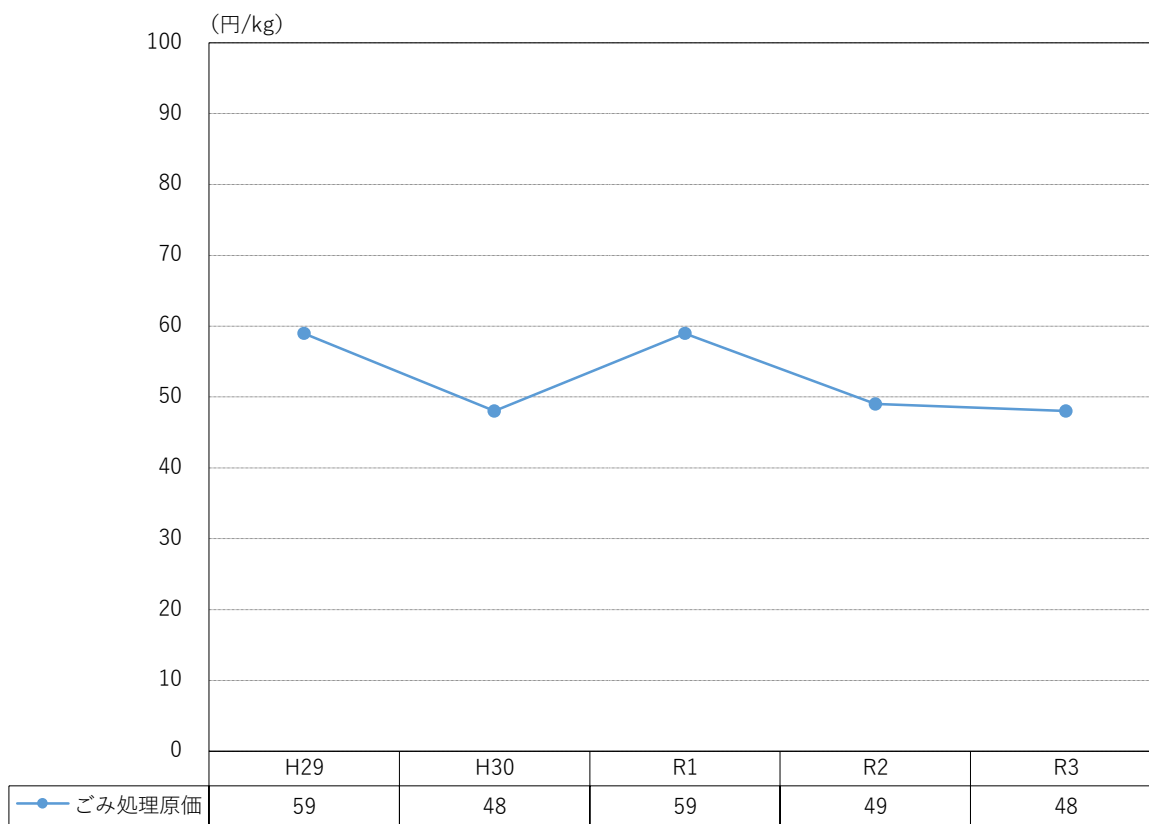
◆図表 6-5-4 本圏域の一般廃棄物処理に要する費用に対する手数料の料金水準

項目		H29	H30	R1	R2	R3	平均
ごみ処理 経費	ごみ処理直接経費	227,402	197,927	223,357	189,896	193,808	206,478
		194,290	171,149	195,249	162,884	166,178	177,950
		130,959	106,165	127,304	87,616	97,113	109,831
		63,331	64,984	67,945	75,268	69,065	68,119
	ごみ処理人件費	33,112	26,778	28,108	27,012	27,630	28,528
ごみ処理量	t/年	3,827	4,085	3,809	3,871	4,009	3,920
ごみ処理原価	円/kg	59	48	59	49	48	—
平均ごみ処理原価	円/kg	53					—

※ごみ処理量：中間処理量と最終処分量の合計

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査表、71表及び72表」

◆図表 6-5-5 本圏域のごみ処理原価の推移



5 近隣市町村（大島地域）のごみ処分手数料の状況

本圏域のごみ処分手数料の料金体系と類似する近隣市町村の状況を図表6-5-6に示します。

◆図表 6-5-6 近隣市町村（大島地域）のごみ処分手数料の状況

市町村	指定袋料金		備考
	有料・無料の区分	指定ごみ袋料金	
奄美市 龍郷町 瀬戸内町 大和村 宇検村	有料 ※資源ごみは指定ごみ袋以外でも可 ◆可燃ごみ・不燃ごみ：160円/50kg ◆粗大ごみ：200円/50kg	・燃やせるごみ 大319円/10枚	ごみ年間総排出量：17,094t/年 一人一日当たりごみ排出量：608g/人日 分別方式：3分別10種
徳之島町 天城町 伊仙町	有料 ◆燃やせるごみ 個人：10kgごと50円 事業所：10kgごと60円 ◆粗大ごみ 個人：10kgごと100円 事業所：10kgごと110円	・燃やせるごみ 大500円/10枚 小250円/10枚	ごみ年間総排出量：3,886t/年 一人一日当たりごみ排出量：1,016g/人日 分別方式：3分別19種
喜界町	有料 廃材以外：10kgごと50円 廃材：10kgごと200円	・燃やせるごみ 大(47L)400円/10枚 小(20L)300円/10枚	ごみ年間総排出量：2,816t/年 一人一日当たりごみ排出量：1,102g/人日 分別方式：3分別9種
与論町	有料 ◆粗大ごみ 粗大ごみ：10kgごと100円 木くず・廃木材：1kgごと55円 トタン類：1kgごと35円	—	ごみ年間総排出量：2,234t/年 一人一日当たりごみ排出量：1,179g/人日 分別方式：4分別11種

出典：「生活ガイド.com」及び各市町ホームページ

6 ごみ処分手数料の改定価格（案）

（1）使用料及び手数料とごみ処理原価の整理

本圏域の使用料及び手数料を基にごみ処理量1kgに要する使用量及び手数料は図表6-5-7に示すように、令和3年度及び過去5カ年平均値ともに8円/kgであり、それぞれのごみ処理量1kgに要する使用量及び手数料とごみ処理原価の差額は令和3年度が-41円/kg、過去5カ年平均値が-45円/kgとなりました。このことより、ごみ処理量1kgに要する使用量及び手数料は41～45円/kg不足しているということになります。

ごみ処分手数料の改定に際して、上記の不足分をどれくらい軽減できるかが検討事項となります。

◆図表 6-5-7 本圏域の使用料及び手数料とごみ処理原価の整理

項目		R3	5カ年平均値
ごみ処理量	t/年	4,009	3,920
使用料及び手数料	千円	30,442	29,927
市区町村分担金		165,238	173,674
ごみ処理量1kgに要する使用料及び手数料(A)	円/kg	8	8
ごみ処理原価(B)	円/kg	49	53
使用料及び手数料と処理原価の差額(A)-(B)	円/kg	▲ 41	▲ 45

※ごみ処理量：中間処理量と最終処分量の合計

(2) 本圏域の処理原価

有料化の手引きを基に算出した本圏域の処理原価を図表6-5-8に示します。なお、1袋（枚）のごみ量は有料指定ごみ袋の大きさごとにそれぞれ、大（45L相当）が5kg/袋（枚）、中（30L相当）が3kg/袋（枚）、小（20L相当）が2kg/袋（枚）と想定しています。上記の前提に基づき、そり原価を算出した結果、ごみ袋20袋（枚）あたりの処理原価は有料指定ごみ袋の大きさごとにそれぞれ、大が5,300円、中が3,180円、小が2,120円となりました。

以上により、現在の有料指定ごみ袋の価格（大：935円、中：620円、小425円）と処理原価の差額は有料指定ごみ袋の大きさごとにそれぞれ、大が-4,365円、中が-2,560円、小が-1,695円であり、現在の有料指定ごみ袋の設定価格と処理原価には大きな隔たりが生じています。

◆図表 6-5-8 本圏域の処理原価

項目	有料指定ごみ袋の大きさ		
	大 (45L)	中 (30L)	小 (20L)
1袋(枚)あたりのごみ量 (kg)	5	3	2
ごみ袋1袋(枚)あたりの処理原価 (円)	265	159	106
ごみ袋20袋(枚)あたりの処理原価 (円)	5,300	3,180	2,120
現在の有料指定袋料金 (20枚) (円)	935	620	425
現在の有料指定袋価格と処理原価との差額 (円)	-4,365	-2,560	-1,695

※1：ごみ袋1袋(枚)あたりのごみ量を大が5kg/袋（枚）、中が3kg/袋（枚）、小が2kg/袋（枚）と想定して算出

※2：ごみ袋1袋(枚)あたりの処理原価は、1袋(枚)あたりのごみ量×ごみ処理平均単価（43円/kg）より算出

出典：「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月）」（環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

(3) ごみ処分手数料（直接搬入ごみ）

本圏域の現行のごみ処分手数料は家庭系ごみが50円/10kgで、粗大ごみ及び事業系ごみ（料金改定後は事業系ごみのみ）が100円/10kgであり、平均ごみ処理原価53円/kg（530円/10kg）と比べると1/5～1/10程度のため、現行の処分手数料とごみ処理原価に隔たりが生じています。

また、近隣市町村のごみ処分手数料の平均値は図表6-5-9に示すように、家庭系ごみが50円/10kg、粗大及び事業系ごみが150円/10kgであり、本圏域のごみ処分手数料は近隣市町村のごみ処分手数料と比べると、家庭系ごみは同価格で、粗大及び事業系ごみが50円/10kg安価になっています。

以上により、ごみ処理単価と近隣市町村のごみ処分手数料のバランスを加味して、本圏域のごみ処分手数料（案）を以下のように設定します。

- 家庭系ごみ： 75円/10kg（現行価格+25円/10kg）
- 事業系ごみ： 150円/10kg（現行価格+50円/10kg）

◆図表 6-5-9 近隣市町村の 10kg あたりのごみ処分手数料（大島地域）

市町村	ごみ処分手数料	
	家庭系ごみ関係	粗大ごみ及び事業系ごみ関連
奄美市、龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村	32円/10kg	40円/10kg
徳之島町、天城町、伊仙町	50円/10kg	100円/10kg
喜界町	50円/10kg	200円/10kg
与論町	—	100円/10kg
平均	50円/10kg	150円/10kg

※10kgあたり処分手数料に換算して記載

出典：「生活ガイド.com」及び各市町ホームページ

（４）有料指定ごみ袋価格（収集ごみ）

本圏域の有料指定ごみ袋の標準小売価格は大（45L）が935円/20枚、中（30L）が620円/20枚、小（20L）が425円/20枚であり、平均ごみ処理原価（53円/kg）からごみ袋の大きさごとの処理原価を算出した価格（図表6-5-8）と比べると1/2～1/5程度のため、現行の指定ごみ袋の価格とごみ処理原価には隔たりが生じています。

また、近隣市町村の指定ごみ袋価格の平均値は図表6-5-10に示すように、大（45L相当）が813円/20枚、小（20L相当）が550円/20枚であり、本圏域の有料指定ごみ袋価格は近隣市町村のごみ処分手数料と比べると、大が122円/20枚高価で、小が125円/20枚安価になっています。

以上により、本圏域と近隣市町村の有料指定ごみ袋価格のバランスを加味して、本圏域の有料指定ごみ袋の価格（案）を以下のように設定します。

- 大（45L）：965円/20枚（現行価格+30円/20枚）
- 中（30L）：680円/20枚（現行価格+60円/20枚）
- 小（20L）：485円/20枚（現行価格+60円/20枚）

◆図表 6-5-10 近隣市町村の有料指定ごみ袋価格（大島地域）

市町村	有料指定ごみ袋価格		
	大	中	小
奄美市、龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村	638円/20枚	—	—
徳之島町、天城町、伊仙町	1000円/20枚	—	500円/20枚
喜界町	800円/20枚	—	600円/20枚
与論町	—	—	—
平均	813円/20枚	—	550円/20枚

※20枚あたりの価格に換算して記載

出典：「生活ガイド.com」及び各市町ホームページ

7 ごみ処分手数料改定による期待効果

(1) ごみ排出量の減量化

ごみ処分手数料の改定が及ぼすごみ排出量の減量効果は「ごみ減量効果に寄与するごみ有料化施策の制度設計要因分析」（環境システム研究論文集、2011年）によると、可燃ごみ指定袋1円/Lあたりの減量効果は45.1g/人・日と示されています。なお、この減量効果を有料化の手引きに示されているごみ指定袋の容積ごとの重さ（45L相当5kg、30L相当3kg、20L相当2kg）で換算し、算出した結果を図表6-5-11に示します。

以上のことより、ごみ処分手数料の改定によるごみの減量効果は年平均で約21g/人・日であり、減量化目標（173g/人・日）※1の約12%を補完できると推測できます。加えて、和泊町及び知名町と協力し、ごみの排出抑制に関する取り組みを推進することにより、一人一日あたりのごみ排出量の目標達成を目指します。

※1：令和9年度における排出抑制前（1,015g/人・日）と排出抑制後（842g/人・日）の差

◆図表 6-5-11 ごみ処分手数料の改定によるごみ減量効果

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	平均値
本圏域人口 人		11,656	11,486	11,315	11,145	10,973	10,803	—
ごみ搬入量（予測値） (t/年)		3,992	4,003	4,000	4,004	4,007	4,017	4,003
収集ごみ量 (t/年)		2,449	2,426	2,389	2,358	2,327	2,302	2,375
燃えるごみ量 (t/年)		2,195	2,176	2,144	2,119	2,093	2,073	2,133
（有料ごみ指定処理ごみ手数料袋料）	収集ごみ（現在） (千円)	25,561	25,650	25,611	25,663	25,669	25,741	25,649
	大（935円/20枚） (千円)	9,506	9,539	9,525	9,544	9,546	9,573	9,539
	中（620円/20枚） (千円)	5,253	5,271	5,263	5,274	5,275	5,290	5,271
	小（425円/20枚） (千円)	10,802	10,840	10,823	10,845	10,848	10,878	10,839
	収集ごみ（手数料改定後） (千円)	27,899	27,996	27,954	28,010	28,019	28,096	27,996
	大（965円/20枚） (千円)	9,811	9,845	9,830	9,850	9,853	9,880	9,845
	中（680円/20枚） (千円)	5,761	5,781	5,773	5,784	5,786	5,802	5,781
	小（485円/20枚） (千円)	12,327	12,370	12,351	12,376	12,380	12,414	12,370
	差額 (千円/kg)	49.7	49.9	49.8	49.9	49.9	50.0	49.9
	大（5kg/1枚） (千円/kg)	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
中（3kg/1枚） (千円/kg)	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	
小（2kg/1枚） (千円/kg)	38.1	38.3	38.2	38.3	38.3	38.4	38.3	
減量効果	ごみ減量 (g/人・日)	21	21	21	21	21	21	21
	大（5kg/1枚） (g/人・日)	15	15	15	15	15	15	15
	中（3kg/1枚） (g/人・日)	5	5	5	5	5	5	5
	小（2kg/1枚） (g/人・日)	1	1	1	1	1	1	1

※1：ごみ袋1袋(枚)あたりのごみ量を大が5kg/袋（枚）、中が3kg/袋（枚）、小が2kg/袋（枚）と想定して算出

※2：可燃ごみ指定袋1円/Lあたりの減量効果を45.1g/人・日として算出

出典：「ごみ減量効果に寄与するごみ有料化施策の制度設計要因分析」（環境システム研究論文集 第39巻、2011）

「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月）」（環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

(2) 手数料収入の増加

過去5年間のごみ排出量における収集ごみ量と直接搬入ごみ量の比率は図表6-5-12に示すように、64.9：35.1であり、搬入量に対する処理量の割合は98.2%となりました。これらの比率及び割合と令和4～9年度のごみ搬入量の予測値を基に、令和4～9年度の処理量及び処理量のうち収集ごみに由来すると想定されるごみ量と直接搬入ごみに由来すると想定されるごみ量を算出しました。また、ごみ処理量に対する現行の使用料及び手数料と改定後の使用料及び手数料ごとに将来的に見込むことのできる手数料を予測しました。

ごみ処理量と使用料及び手数料の予測結果は図表6-5-13～14に示すように、令和4～9年度における手数料改定によるごみ処理費用の増収見込額の平均値は6,486千円となりました。

従って、上述した使用料及び手数料に改定することにより、今後は使用料及び手数料が1年間あたりでは6,486千円/年、ごみ処理量1kgあたりでは1.6千円/kgの増収を見込むことが可能となります。

◆図表 6-5-12 本圏域のごみ搬入量及びごみ処理量の予測

単位：t/年

項目	実績							
	H29	H30	R1	R2	R3	平均値	割合 (%)	
ごみ搬入量 (実績値)	3,848	4,089	3,999	4,028	3,997	3,992	100.0	
収集ごみ量	2,624	2,631	2,621	2,595	2,488	2,592	64.9	
直接搬入ごみ量	1,224	1,458	1,378	1,434	1,508	1,400	35.1	
ごみ処理量 (実績値)	3,827	4,085	3,809	3,871	4,009	3,920	—	
(搬入量に対する割合)	(99.5%)	(100.0%)	(95.2%)	(96.1%)	(100.3%)	(98.2%)		
項目	見通し (予測)							
	割合 (%)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	平均値
ごみ搬入量 (予測値)	—	3,992	4,003	4,000	4,004	4,007	4,017	4,003
収集ごみ量	—	2,449	2,426	2,389	2,358	2,327	2,302	2,375
直接搬入ごみ量	—	1,542	1,577	1,611	1,646	1,680	1,714	1,628
ごみ処理量 (予測値)	(98.2%)	3,920	3,931	3,928	3,932	3,934	3,944	3,931
収集ごみ量	64.9	2,544	2,551	2,549	2,552	2,553	2,560	2,551
直接搬入ごみ量	35.1	1,376	1,380	1,379	1,380	1,381	1,384	1,380

※処理量の予測値は各年度の搬入量予測値に対して、過去5年間の搬入量に対する割合の平均値（98.2%）より算出

◆図表 6-5-13 本圏域のごみ処理量と使用料及び手数料の予測（結果）

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	平均値	
ごみ処理量（予測値）		(t/年)	3,920	3,931	3,928	3,932	3,934	3,944	3,931
	収集ごみ量	(t/年)	2,544	2,551	2,549	2,552	2,553	2,560	2,551
	直接搬入ごみ量	(t/年)	1,376	1,380	1,379	1,380	1,381	1,384	1,380
現行価格	収集ごみ	(千円)	25,585	25,655	25,636	25,660	25,679	25,744	25,660
	大（935円/20枚）	(千円)	9,515	9,541	9,534	9,543	9,550	9,574	9,543
	中（620円/20枚）	(千円)	5,258	5,272	5,268	5,273	5,277	5,290	5,273
	小（425円/20枚）	(千円)	10,812	10,842	10,834	10,844	10,852	10,880	10,844
	直接搬入ごみ	(千円)	8,255	8,278	8,272	8,280	8,286	8,307	8,280
	家庭系ごみ（50円/10kg）	(千円)	5,503	5,519	5,515	5,520	5,524	5,538	5,520
	粗大及び事業系ごみ（100円/10kg）	(千円)	2,752	2,759	2,757	2,760	2,762	2,769	2,760
計	(千円)	33,840	33,933	33,908	33,940	33,965	34,051	33,940	
改定価格	収集ごみ	(千円)	27,924	28,001	27,981	28,007	28,028	28,099	28,007
	大（965円/20枚）	(千円)	9,820	9,847	9,840	9,849	9,856	9,881	9,849
	中（680円/20枚）	(千円)	5,766	5,782	5,778	5,783	5,788	5,802	5,783
	小（485円/20枚）	(千円)	12,338	12,372	12,363	12,375	12,384	12,416	12,375
	直接搬入ごみ	(千円)	12,382	12,417	12,408	12,420	12,429	12,459	12,419
	家庭系ごみ（75円/10kg）	(千円)	8,255	8,278	8,272	8,280	8,286	8,306	8,280
	事業系ごみ（150円/10kg）	(千円)	4,127	4,139	4,136	4,140	4,143	4,153	4,140
計	(千円)	40,306	40,418	40,389	40,427	40,457	40,558	40,426	
増収見込額	単年度ごとのごみ処理費用の増収見込額	(千円/年)	6,466	6,485	6,481	6,487	6,492	6,507	6,486
	ごみ処理量1kg当たりの処理費用の増収見込額	(千円/kg)	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6

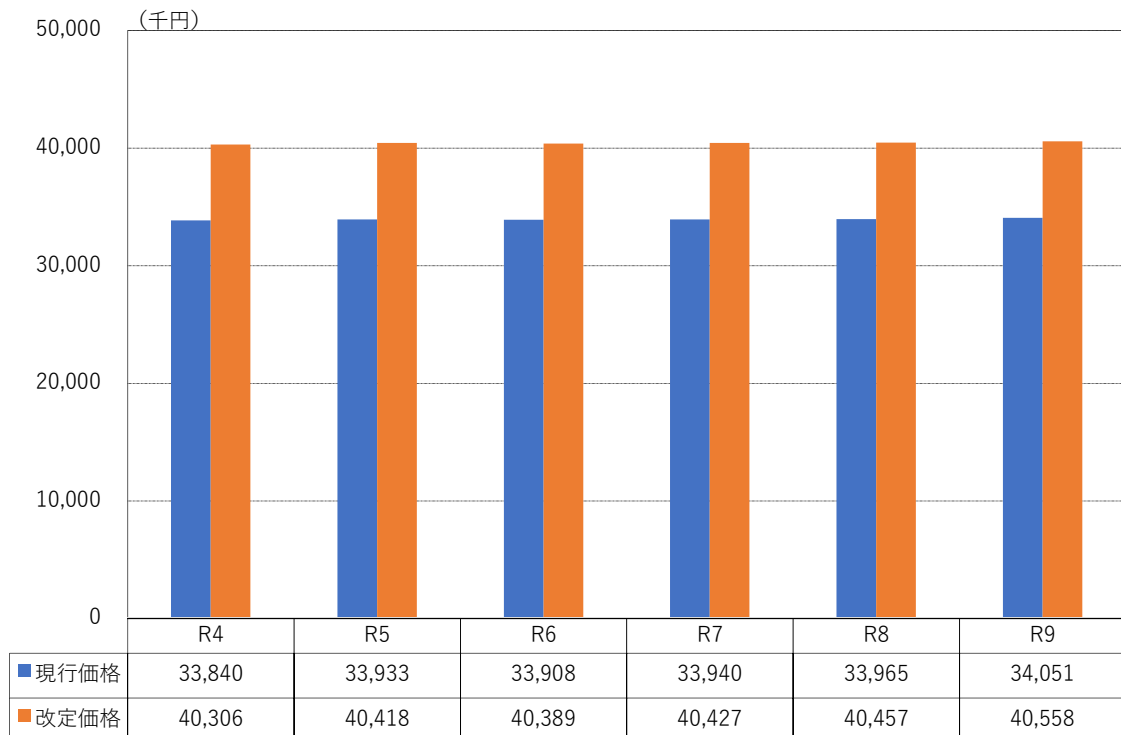
※1：収集ごみにおける有料指定袋の比率は大：中：小が4：2：4となるように按分

※2：直接搬入ごみの比率は家庭系ごみ：粗大及び事業系ごみで4：1となるように按分

※3：ごみ袋1袋(枚)あたりのごみ量を大が5kg/袋（枚）、中が3kg/袋（枚）、小が2kg/袋（枚）と想定して算出

出典：「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月）」（環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

◆図表 6-5-14 本圏域のごみ処分手数料改定前後のごみ処理費用の予測（推移）



8 今後のごみ処分手数料について

有料化の手引きによると、効果のある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年度点検を行うとともに、毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しをごみ処理基本計画の見直しと併せて概ね5年に1度の頻度で見直しを行うこととされています。したがって、次回のごみ処理計画策定時を目途にごみ処分手数料の見直しを検討するためにも、本計画において策定したごみ処分手数料の効果を点検・評価していくことが重要となります。なお、現行のごみ処分手数料と改定（案）後のごみ処分手数料を図表6-5-15に示します。

◆図表 6-5-15 現行のごみ処分手数料とごみ処分手数料の改定案

ごみ処分手数料_改定前	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L）935円/20枚 中（30L）620円/20枚 小（20L）425円/20枚	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：50円/10kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：100円/10kg ※10kg未満は10kgとする。
↓	
ごみ処分手数料_改定後	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L） 965 円/20枚（現行価格+30円/20枚） 中（30L） 680 円/20枚（現行価格+60円/20枚） 小（20L） 485 円/20枚（現行価格+60円/20枚）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ： 75 円/10kg（現行価格+25円/10kg） 事業系ごみ： 150 円/10kg（現行価格+50円/10kg） ※10kg未満は10kgとする。

6-6 目標達成時のごみ排出量及び処理・処分量

1 目標達成時のごみ排出量

(1) 和泊町の目標達成時のごみ排出量

目標：一人一日あたりのごみ排出量 848g/人・日

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における和泊町の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を848g/人・日としました。

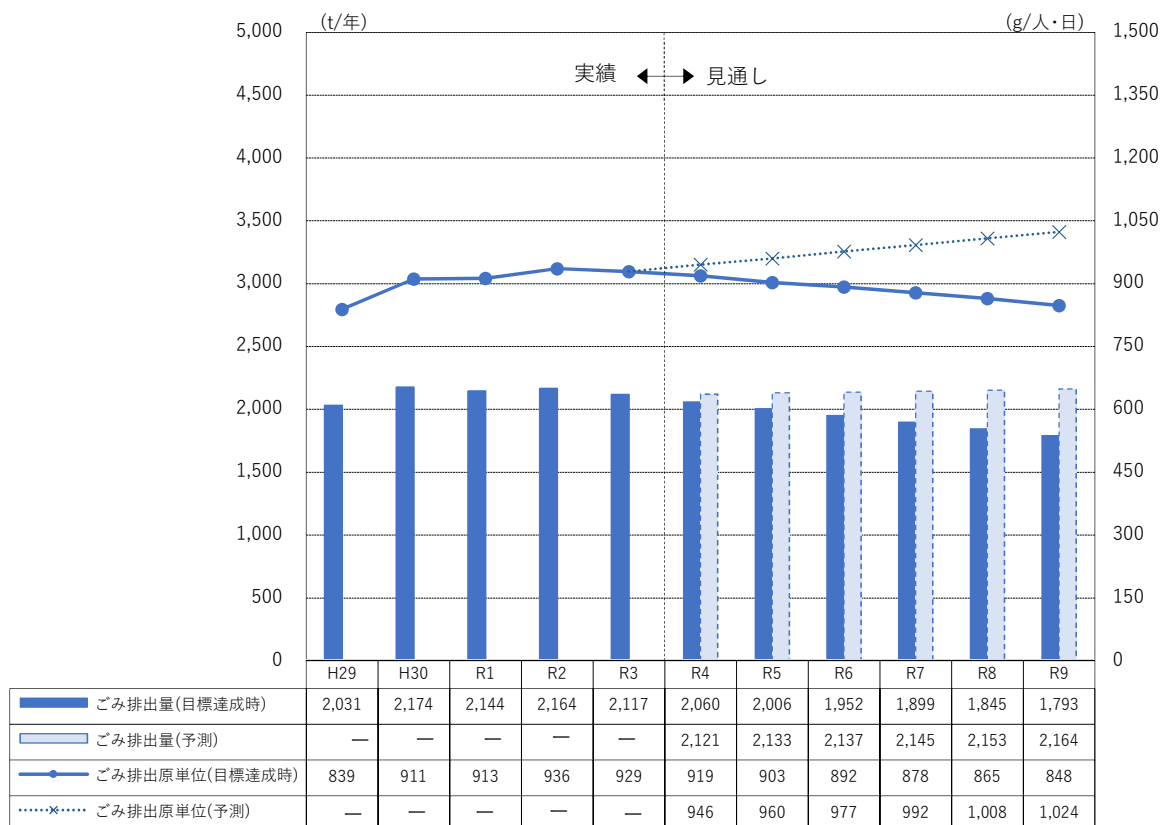
和泊町のごみ排出原単位の目標(848g/人・日)を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-1~4に示すように、令和9年度に1,793t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-1 和泊町の目標達成時のごみ排出量

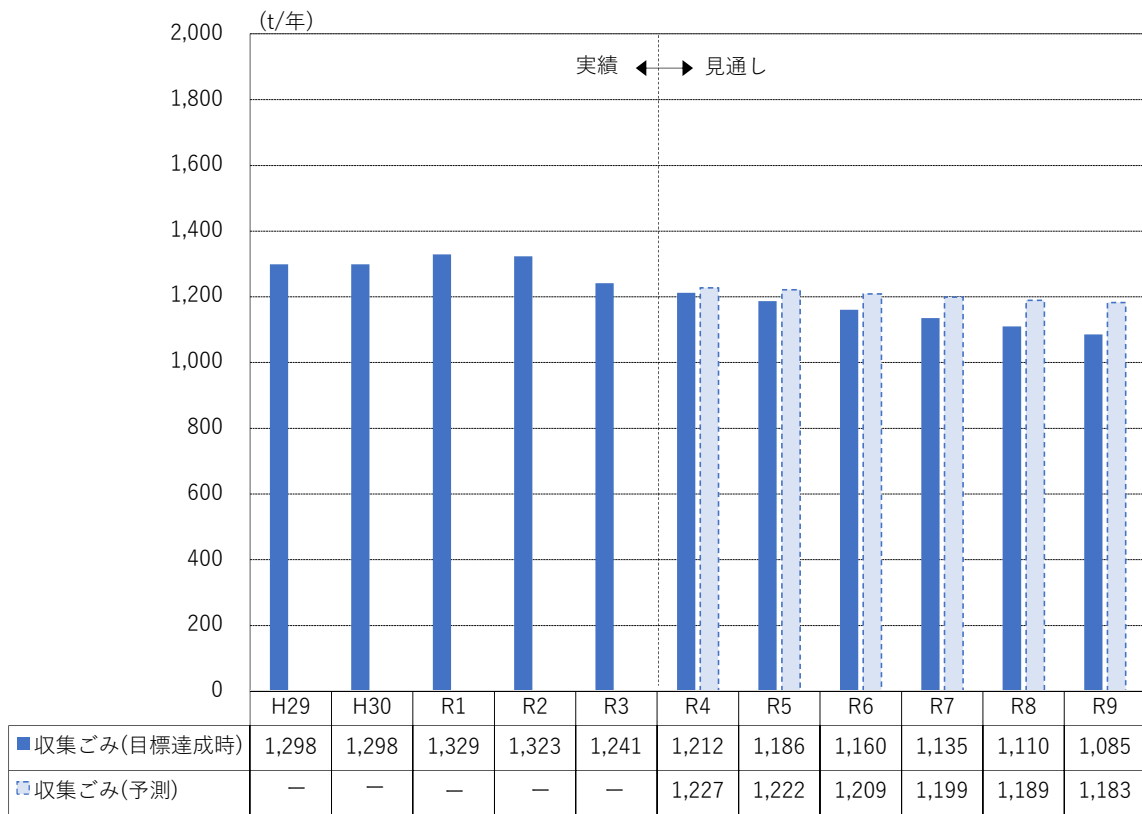
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口(人)	6,216	5,775	5,775
ごみ排出原単位(g/人・日)	929	1,024	848
ごみ排出量(t/年)	2,117	2,164	1,793
収集ごみ(t/年)	1,241	1,183	1,085
直接搬入ごみ(t/年)	876	981	708

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

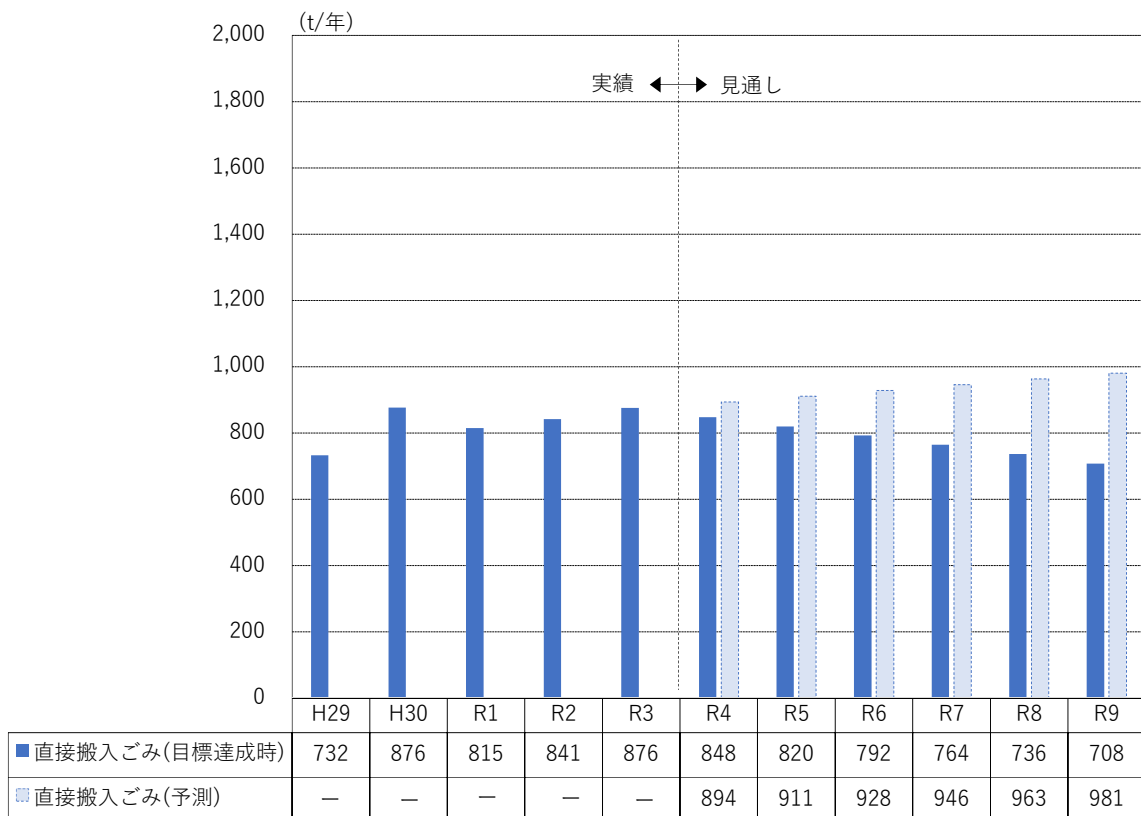
◆図表 6-6-2 和泊町の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-3 和泊町の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-4 和泊町の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



(2) 知名町の目標達成時のごみ排出量

目標：一人一日あたりのごみ排出量 836g/人・日

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における知名町の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を836g/人・日としました。

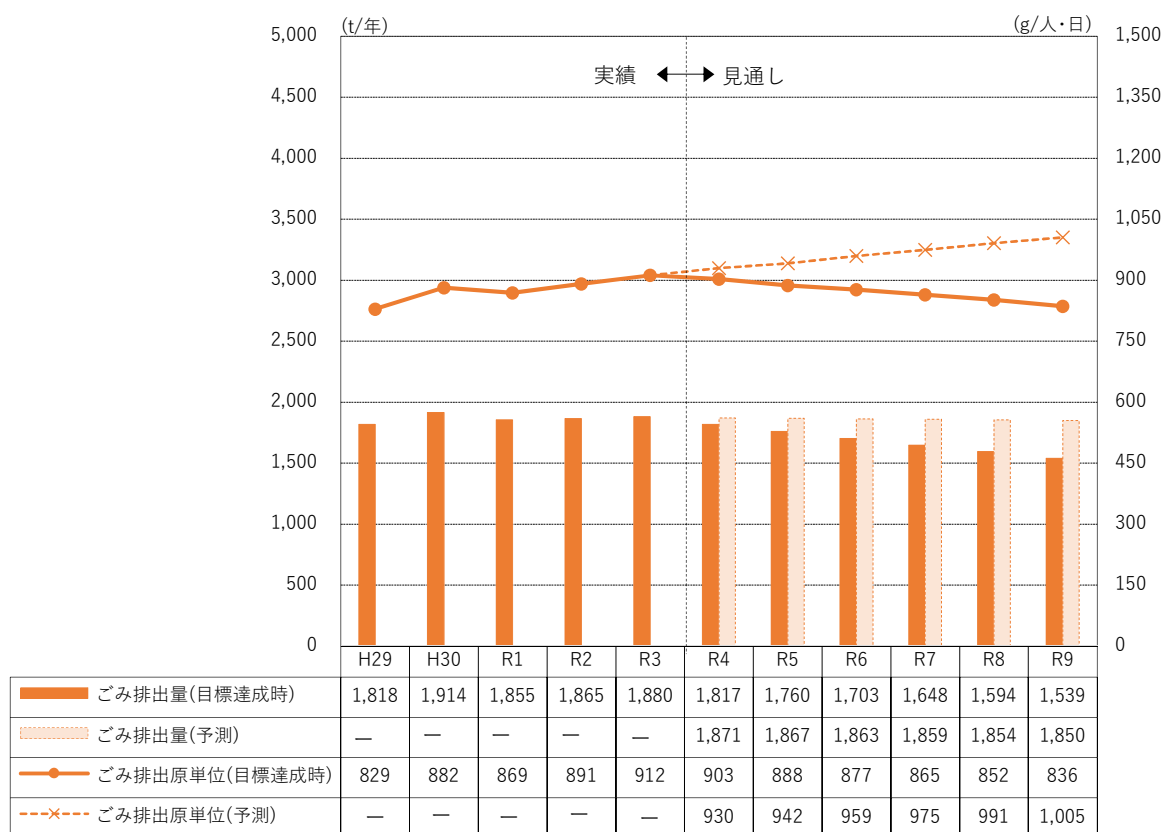
知名町のごみ排出原単位の目標（836g/人・日）を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-5～8に示すように、令和9年度に1,539t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-5 知名町の目標達成時のごみ排出量

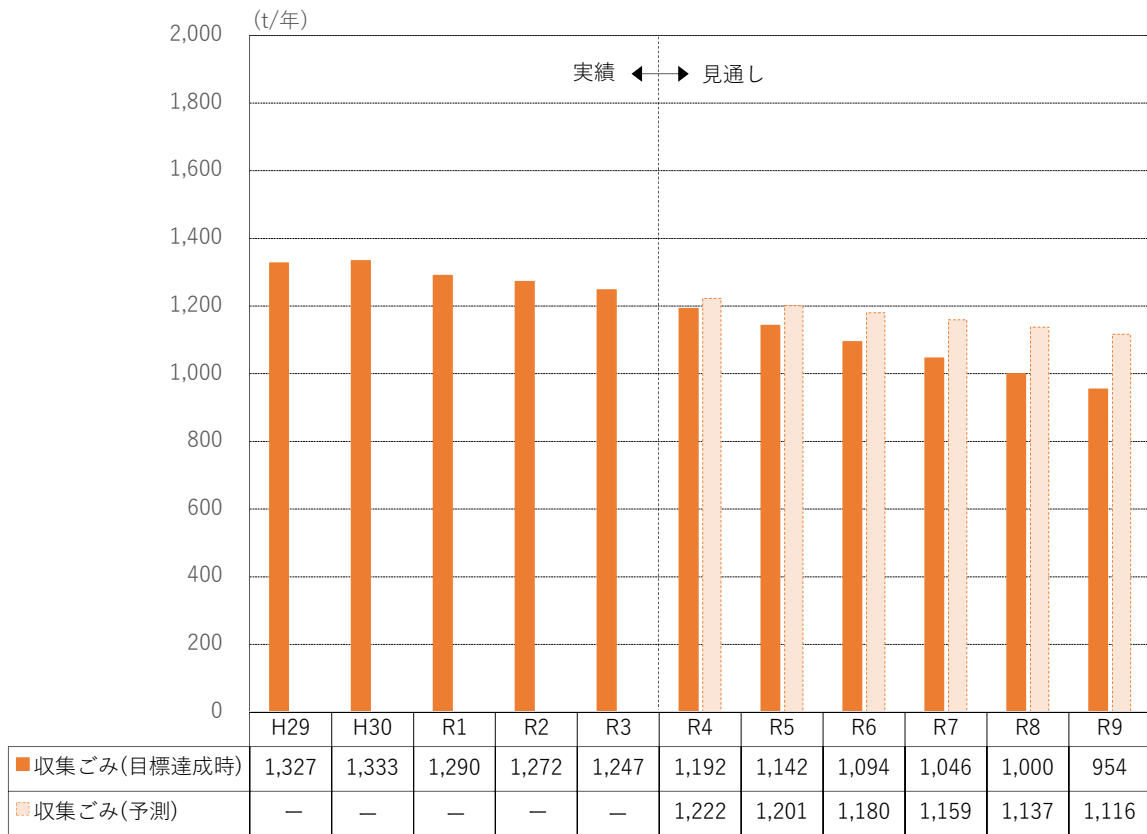
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口（人）	5,611	5,028	5,028
ごみ排出原単位（g/人・日）	912	1,005	836
ごみ排出量（t/年）	1,879	1,850	1,539
収集ごみ（t/年）	1,247	1,116	954
直接搬入ごみ（t/年）	632	734	585

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

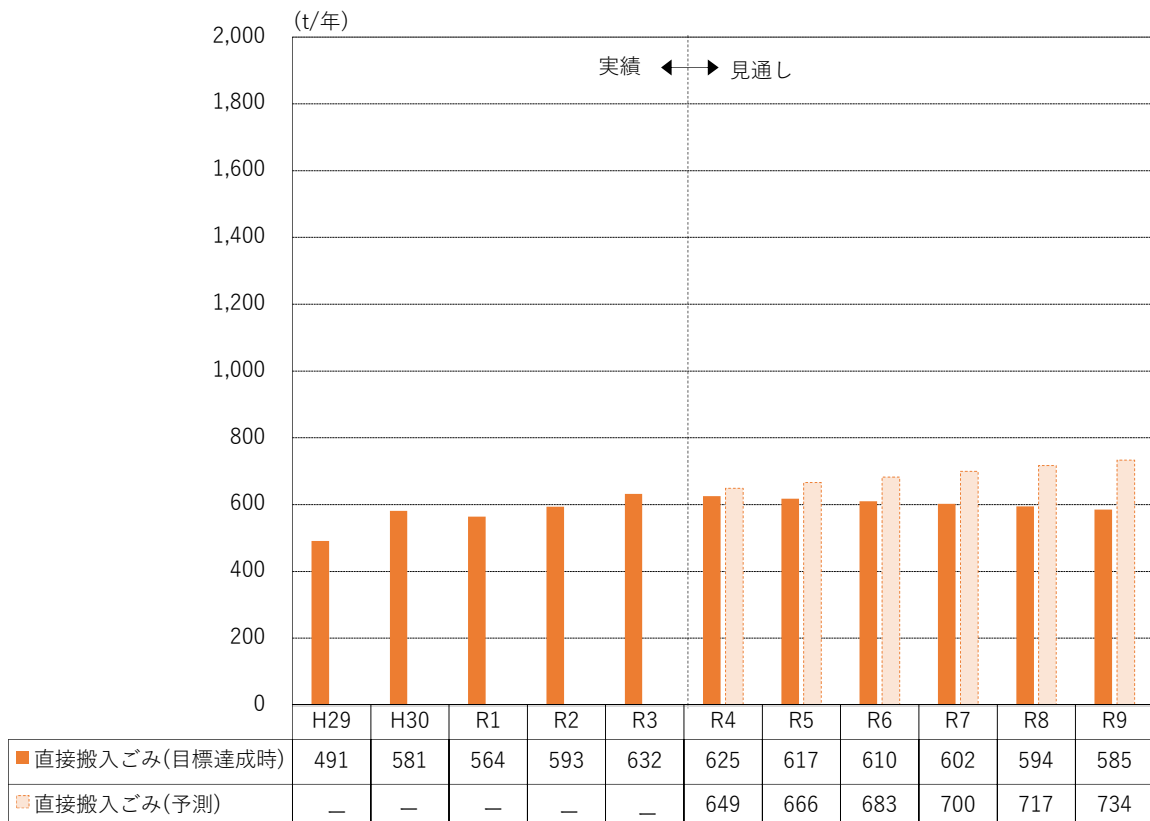
◆図表 6-6-6 知名町の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-7 知名町の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-8 知名町の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



(3) 本圏域の目標達成時のごみ排出量

「6-4 (3) 本圏域の減量化目標値」にて、令和9年度における本圏域の一人一日あたりのごみ排出量の目標値を842g/人・日としました。

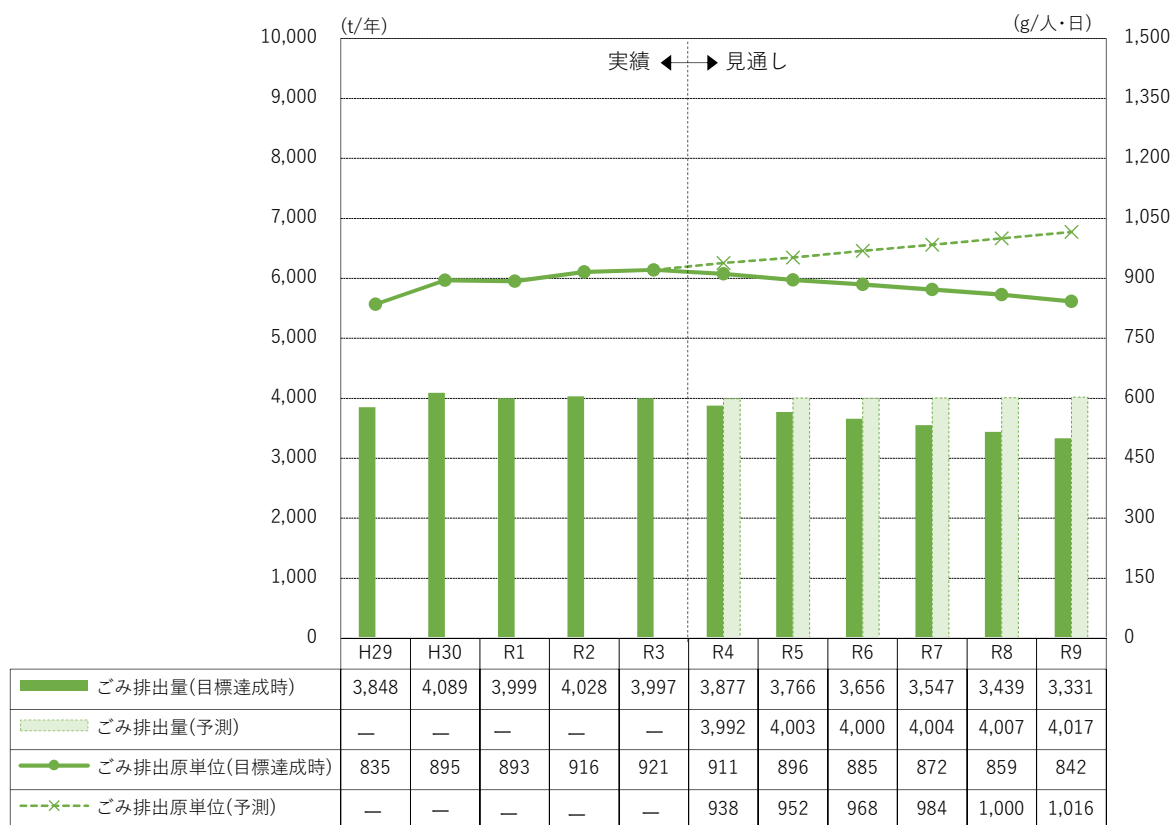
和泊町及び知名町がごみ排出原単位の目標を達成した場合のごみ排出量は図表6-6-9～12に示すように、令和9年度に3,331t/年になることが見込まれます。

◆図表 6-6-9 本圏域の目標達成時のごみ排出量

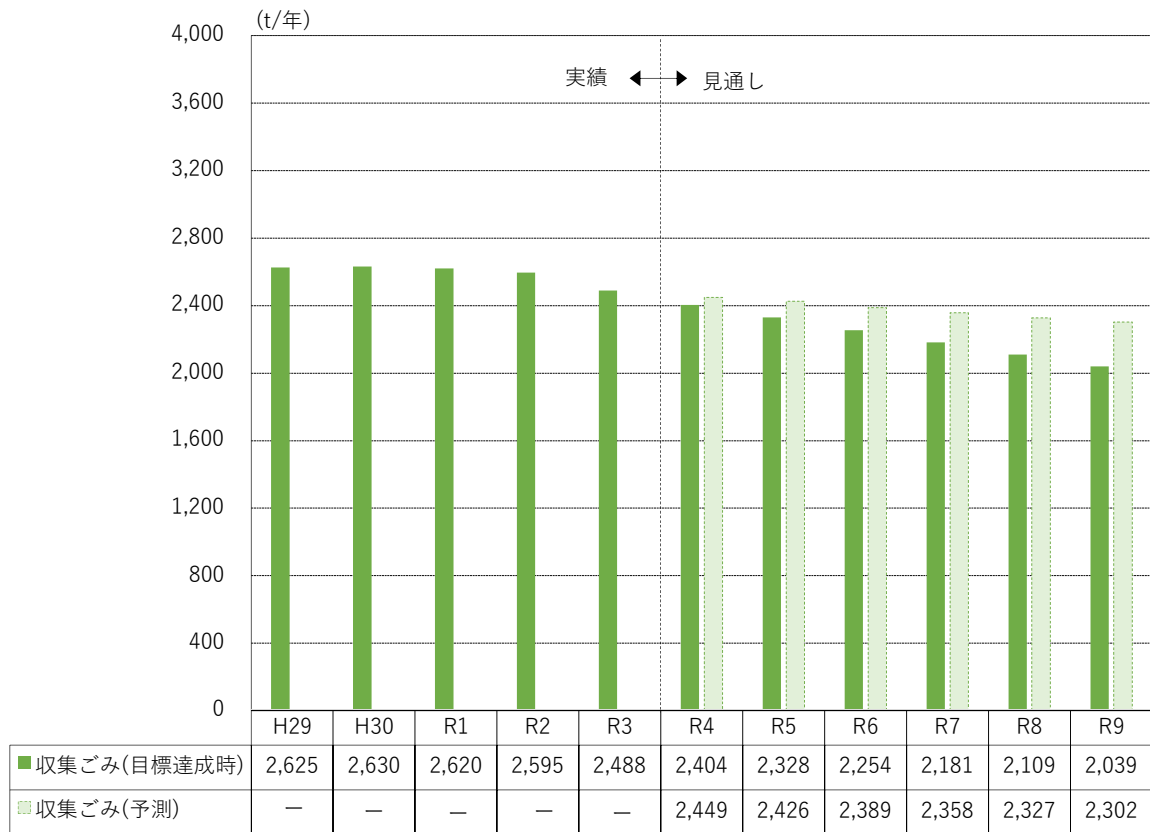
項目	令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
	実績値	予測値	
人口(人)	11,827	10,803	10,803
ごみ排出原単位(g/人・日)	921	1,016	842
ごみ排出量(t/年)	3,997	4,017	3,331
収集ごみ(t/年)	2,488	2,302	2,039
直接搬入ごみ(t/年)	1,508	1,714	1,292

※端数処理により合計値が合致しない箇所があります。

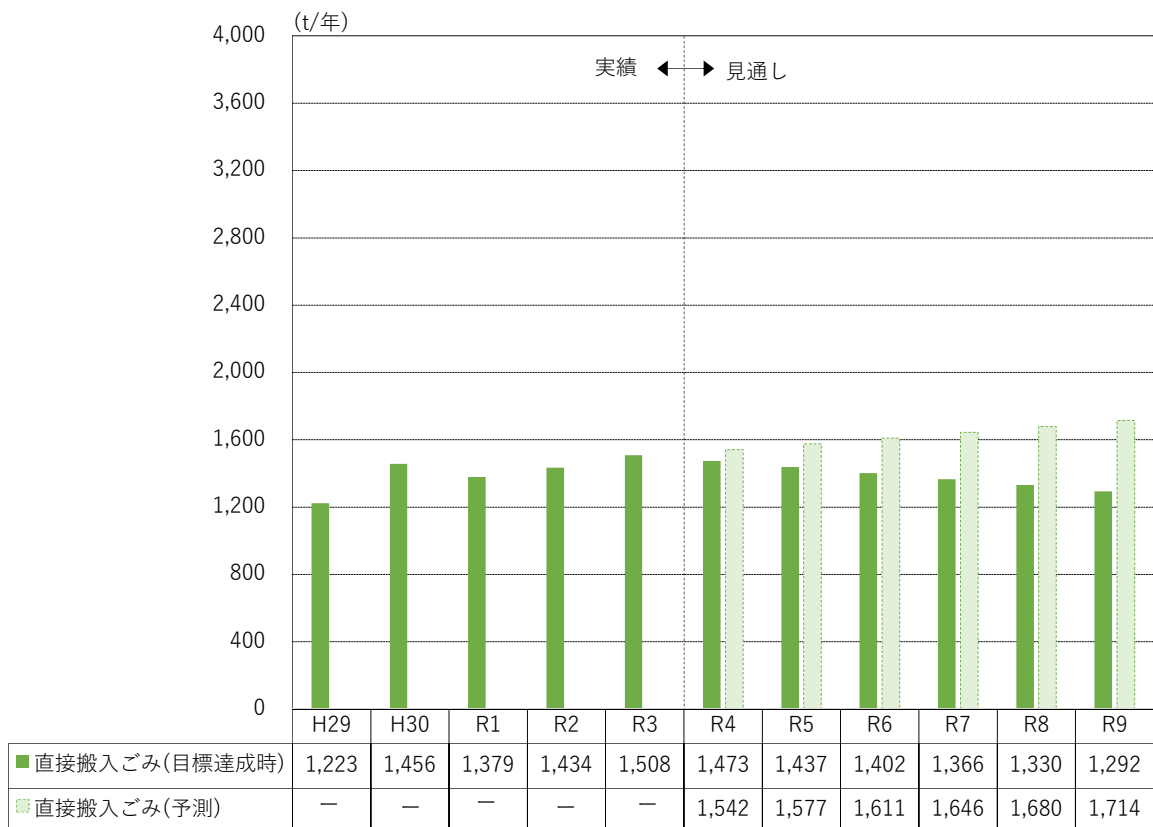
◆図表 6-6-10 本圏域の目標達成時のごみ排出量の推移



◆図表 6-6-11 本圏域の目標達成時の収集ごみ排出量の推移



◆図表 6-6-12 本圏域の目標達成時の直接搬入ごみ排出量の推移



2 目標達成時の中間処理量

本圏域の計画目標年度となる令和9年度における目標達成時のごみ焼却施設の焼却処理量は2,925t/年、粗大ごみ処理施設における破碎・選別・圧縮処理量は476t/年が見込まれます。また、ごみ焼却施設からの埋立処分量は246t/年、粗大ごみ処理施設等からの資源化量は500t/年が見込まれます。

◆図表 6-6-7 目標達成時の中間処理量

項目			令和3年度	令和9年度	令和9年度 目標達成時
			実績値	予測値	
ごみ排出量			3,997	4,017	3,331
沖永良部 クリーン センター 処理量	ごみ焼却施設	焼却処理 ①	3,589	3,527	2,925
		燃えるごみ ②	3,583	3,521	2,921
		粗大ごみ処理施設・可燃物 ③	6	6	4
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	破碎・選別・圧縮 ④	607	574	476
		燃えないごみ ⑤	253	240	200
		空きビン ⑥	211	191	156
		ペットボトル・発泡スチロール ⑦	4	4	3
		粗大ごみ ⑧	77	77	64
		ダンボール ⑨	62	62	52
沖永良部 クリーン センター 搬出量	ごみ焼却施設	埋立処分 ⑩	298	297	246
		焼却灰 ⑪	223	223	184
		飛灰の固化物 ⑫	75	74	62
	粗大ごみ処理施設・ ストックヤード	資源化 ⑬	505	502	500
		アルミ ⑭	45	44	39
		スチール ⑮	76	76	71
		その他・金属類 ⑯	182	182	186
		ペットボトル ⑰	53	53	46
		ビン（無色） ⑱	26	25	30
		ビン（茶色） ⑲	43	42	51
		ビン（その他） ⑳	18	17	24
		ダンボール ㉑	62	63	52
		焼却処理 ㉒	6	6	6
		可燃物 ㉓	6	6	6
		埋立処分 ㉔	122	108	90
不燃物残渣 ㉕	122	108	90		

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

3 目標達成時の処理・処分率

本計画において掲げた目標を達成すると、本圏域のごみ排出量は計画目標年度の令和9年度で16.7%削減となり、資源化量は1.0%減少することが見込まれます。

また、現在の焼却残渣の発生率を維持することにより、計画目標年度の令和9年度における焼却によるごみ減量化率は18.6%、最終処分量を17%削減することで、最終処分率は10.5%となることを見込まれます。

◆図表 6-6-8 目標達成時の処理・処分率

単位：t/年

項目	令和3年度 実績値	令和9年度 (計画目標年度)			
		予測値	目標値	減量化	
				R9目標-R3実績	減量化率
ごみ排出量 ①	3,997	4,017	3,331	▲ 666	▲ 16.7%
焼却による減量化量 (③-⑥)	3,291	3,230	2,679	▲ 612	▲ 18.6%
ごみ焼却施設 (焼却処理) ③	3,589	3,527	2,925	▲ 664	▲ 18.5%
燃えるごみ ④	3,583	3,521	2,921	▲ 662	▲ 18.5%
粗大ごみ処理施設・可燃物 ⑤	6	6	4	▲ 2	▲ 33.3%
ごみ焼却施設 (埋立処分) ⑥	298	297	246	▲ 52	▲ 17.4%
焼却灰 ⑦	223	223	184	▲ 39	▲ 17.5%
飛灰の固化物 ⑧	75	74	62	▲ 13	▲ 17.3%
資源化量 ⑨	505	502	500	▲ 5	-1.0%
粗大ごみ処理施設・ ストックヤード					
アルミ ⑩	45	44	39	▲ 6	▲ 13.3%
スチール ⑪	76	76	71	▲ 5	-6.6%
その他・金属類 ⑫	182	182	186	4	2.2%
ペットボトル ⑬	53	53	46	▲ 7	▲ 13.2%
ビン (無色) ⑭	26	25	30	4	15.4%
ビン (茶色) ⑮	43	42	51	8	18.6%
ビン (その他) ⑯	18	17	24	6	33.3%
ダンボール ⑰	62	63	52	▲ 10	▲ 16.1%
最終処分量 ⑱	420	404	349	▲ 71	▲ 17.0%
ごみ焼却施設					
焼却灰 ⑲	223	223	185	▲ 38	▲ 17.0%
飛灰の固化物 ⑳	75	73	63	▲ 12	▲ 16.0%
粗大ごみ処理施設					
不燃物残渣 ㉑	122	108	101	▲ 21	▲ 17.2%
焼却による減量化量 ㉒	82.4%	80.4%	80.4%	—	—
再生利用率・リサイクル率 ㉓	12.7%	12.5%	15.0%	—	—
最終処分率 ㉔	10.5%	10.1%	10.5%	—	—

※端数処理のため合計値が合致しない箇所があります。

6-7 排出抑制及び資源化向上に向けた方策

1 町民の役割

町民に対してはごみを排出する当事者としての意識を持ち、自ら発生・排出抑制に努めることができるよう、本組合、和泊町及び知名町が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策に対する協力の呼び掛け及び啓発を積極的に行います。（方策案の**太字箇所**は本計画から新たに追加した事項となります。）

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その1）

1 資源等分別回収の促進

- 販売店等で引き取り可能なものは極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行います。
- リユースびんについては販売店等に戻すようにします。
- 和泊町及び知名町が実施するごみ分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を徹底します。
- **商品購入の際に、詰め替え用の商品を選択するような啓発をしていきます。**

2 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

- 計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫するなど残さず食べるようにします。
- 生ごみは極力水切りをしてからごみ出しを行います。
- 外食における適量の注文や30・10（さんまる・いちまる）運動^{※1}など食べ残しの削減等により事業者が排出する食品廃棄物の排出抑制に協力します。

3 容器包装廃棄物の排出抑制

- マイバッグを持参し、レジ袋などのごみを減らすよう努めます。また、贈答品等も簡易包装のものを選ぶよう配慮します。
- **プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略ではワンウェイプラスチック^{※2}の使用削減や資源化についてのスケジュールの全体像が示されており、今後はワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進めていきます。**

4 使い捨て製品の使用抑制に関すること

- 使い捨て製品の使用を抑制します。また、出来るだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけます。

※1：30・10運動：会食や宴会等において、乾杯後の「30分間」とお開き前の「10分間」は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動

※2：ワンウェイプラスチック：通常、一度使用した後にその役目を終える使い捨てのプラスチック

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その2）

5 再生品・不用品の再使用

- トイレットペーパーなどの日用品は再生品を使用するように努めます。
- 地域で開催されるフリーマーケットなど（各町のホームページや広報を積極的に活用）を活用し、いらなくなったものは必要とする人に譲るなど、ものを長く大切に使う習慣をつけます。
- 令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定され、2030年までにプラスチックの再生利用（再生素材の利用）を倍増することが示されたことにより、バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取り組みについて啓発していきます。

6 環境学習への取り組み

- 本圏域のごみ処理の現状やごみ減量化・資源化に関する取り組みについて、要望に応じて出張講座を開催します。
- 本圏域で開催される各種のイベント等あらゆる機会を通じ、町民に環境問題に対して興味を持ってもらうとともに、現在のライフスタイルの見直し環境問題への積極的な取り組みについて啓発していきます。

7 不法投棄対策等の強化及び情報ネットワークの構築

- 不法投棄対策として各町の広報誌やホームページによる啓発を行う他、警察等の関連機関と連携し、パトロールなどを実施していきます。
- 不法投棄を発見した場合は、本圏域内で情報共有を行うなどの方針を設けます。
- 上記のようなまちづくりを実現していくために、町民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築を進めていきます。

8 在宅医療廃棄物への対応

- 在宅医療に係る医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物のうち、感染性の廃棄物や注射針などの受入及び処理・処分について、和泊町及び知名町と方針を定め、各家庭で医療機関を通じて処理する等、具体的な処分方法等について各町民に対して啓発していきます。

9 適正分別の推進

- ごみの分別の徹底を図るために「ごみ分別の手引き」や「カレンダー」等を配布し、啓発を強化することで再資源化を推進していきます。

◆図表 6-7-1 町民の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案（その3）

10 資源ごみ回収活動への補助金の導入

- ごみの資源化施策の一環として、資源ごみ回収活動実施団体が「紙類・ビン類・缶類」の回収を行った際に、回収量に応じた奨励金を交付する取り組み（下表は補助金の一例）があり、本圏域においても導入を検討します。

項目	補助金の額
紙類	1kg当たり5円
ビン類	1本当たり5円
缶類	1kg当たり5円

11 ごみ処分手数料の改定

- ごみ処分手数料を値上げすることによりごみの排出抑制が期待できます。実際に、ごみ処分手数料の有料化を導入した他市町村においては、ごみの減量化の事例があることに加え、環境システム研究論文集第39巻「ごみ減量効果に寄与するごみ有料化施策の制度設計要因分析」（2011）によると、可燃ごみ指定袋1円/Lあたりのごみ減量効果は45.1g/人・日であると発表されています。また、袋種類を4種類以上設定することや15L以下の小さい指定袋を設定することによる減量効果が示唆されています。そのため、以下のようにごみ処分手数料の改定を検討します。

ごみ処分手数料_改定前	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L）935円/20枚 中（30L）620円/20枚 小（20L）425円/20枚	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ：50円/10kg 粗大ごみ及び事業系ごみ：100円/10kg ※10kg未満は10kgとする。
↓	
ごみ処分手数料_改定後	
有料指定ごみ袋	ごみ処分手数料
【収集ごみ】 大（45L） 965 円/20枚（現行価格+30円/20枚） 中（30L） 680 円/20枚（現行価格+60円/20枚） 小（20L） 485 円/20枚（現行価格+60円/20枚）	【直接搬入ごみ】 家庭系ごみ： 75 円/10kg（現行価格+25円/10kg） 事業系ごみ： 150 円/10kg（現行価格+50円/10kg） ※10kg未満は10kgとする。

2 事業者の役割

事業者に対してはその事業活動に伴って生じるごみの排出抑制・資源化に努めることができるよう、本組合、和泊町及び知名町が取り組むごみの減量化・資源化に関する施策への協力を要請していきます。

◆図表 6-7-2 事業者の排出抑制及び資源化向上に向けた方策案

1 ごみ排出事業に関すること

- 事業活動に伴って発生するごみは事業所内での発生・排出抑制及び資源化に努めます。
- 多量のごみを排出する事業所は「事業系一般廃棄物の減量化・資源化計画」を作成・実行していきます。また、従業員に対してごみの排出抑制・資源化に関する意識の高揚を図っていきます。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。
- 食品リサイクル法、容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法等に基づきリサイクルを推進します。

2 製造事業者に関すること

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。
- 有効期限が出来るだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみの排出抑制・資源化の意識高揚を行います。

3 流通事業者・販売事業者に関すること

- 過剰包装を行わず、適正包装の促進と開発を行っていきます。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努めます。
- 消費者にマイバッグ持参を呼び掛けます。
- 消費者へ再生品の利用を推奨していきます。
- 食品小売業や外食産業においては、食品が廃棄物にならないような仕入れ・販売方法の工夫や食べ残しの削減などに積極的に取り組みます。

3 組合の役割

本組合は和泊町及び知名町と協力し、町民や事業者が排出したごみを適切に処理できる体制を整えるとともに、更なるごみの減量化及び資源化を促進し、循環型社会の形成に努めます。

6-8 分別収集及び再生利用の促進

和泊町及び知名町の今後の分別区分は現在の分別区分を維持するものとしませんが、今後は更なる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向けては、分別区分の見直し等の検討を行っていく必要があります。また、和泊町及び知名町の第6次総合振興計画及び「ゼロカーボンアイランド構想」の中で検討することとします。なお、環境省の示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改定）では、図表6-8-1に示すように標準的な分別区分を類型Ⅰ～Ⅲとしており、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型Ⅱを、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては、類型Ⅲを分別収集区分の見直しの際の目安とするものとしています。

和泊町及び知名町の分別区分は図表6-8-1に示すように、環境省の示す標準的な分別区分の類型Ⅰにあてはまるため、類型Ⅱや類型Ⅲを目安にして適宜見直し等の検討を行っていくことが重要となりますが、実際に類型Ⅱや類型Ⅲの分別区分へ移行するとすると、ごみの排出者である町民の理解や協力、分別収集方法及び収集後の処理方法等の各種問題の解決が必要不可欠となります。

本節では、現状の分別区分を確認するとともに、一例として和泊町及び知名町の分別区分を類型Ⅱにした場合を示します。現状の和泊町及び知名町の分別区分は図表6-8-2に、類型Ⅱにした場合を図表6-8-3に示します。なお、類型Ⅰから類型Ⅱに移行した際に分別区分が変更となる対象物を太字にしています。

類型Ⅱにした場合、現状区分から大きく変更となる点が3つあり、燃えるごみの対象物となっているシャンプー容器のボトル類等がプラスチック製容器包装に区分される点、燃えるごみの対象物である紙箱や包装紙などが紙製容器包装に区分される点、燃えないごみの対象となっている小型の電化製品が小型家電に区分される点が挙げられます。なお、発泡スチロール容器や発泡スチロール製皿（トレイ）などの発泡スチロールは既に分別されており、これらは類型Ⅱではプラスチック製容器包装に区分されるため、本圏域のごみ区分は既に類型Ⅱに近づいているといえます。今後は、町民の理解や協力、分別収集方法及び収集後の処理方法などの問題を総合的に勘案し、可能であれば現状の分別区分から段階的にでも分別収集を実施していくことが重要となります。

また、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック製品廃棄物についても回収し、リサイクルする方針が示されました。このように、プラスチック製品等の排出抑制及び適正処理はより重要視されているため、本圏域においても上記で示した類型による分別に加え、更なる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向けた取り組みが必要不可欠となります。なお、プラスチック資源循環促進法における分別上の変更点であるプラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック製品廃棄物には違いがあり、プラスチック製容器包装廃棄物はプラスチック製容器包装表示識別マークのついた容器のうち、中に商品が入っていたもののことを指します。一方、プラスチック製品廃棄物

は図表6-8-4に示すように、タッパーやポリバケツなどの商品そのものを指し、この一例に沿った分別に取り組んでいくことが重要となります。

◆図表 6-8-1 環境省の示す標準的な分別区分

類型	標準的な分別収集区分			現区分
類型Ⅰ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。	◎
		①-2 ガラスびん		◎
		①-3 ペットボトル		◎
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			◎
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			◎
	⑥ 燃やさないごみ			◎
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			-
	⑧ 粗大ごみ			◎
類型Ⅱ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。（ただし、再生利用が困 難とならないよう混合収集する ものの組み合わせに留意するこ とが必要）	-
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	④ 小型家電			
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				
類型Ⅲ	① 資源回収する容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、 又は、一部又は全部の区分につ いて混合収集し、収集後に選別 する。（ただし、再生利用が困 難とならないよう混合収集する ものの組み合わせに留意するこ とが必要）	-
		①-2 ガラスびん		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
	④ 小型家電			
⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				

※表中の◎は実施している分別区分です。

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改訂、環境省）

◆図表 6-8-2 和泊町及び知名町の分別区分（現状）

分別区分	主な対象物	収集方式	排出方法
燃えるごみ	生ごみ、雑誌、古本、新聞、衣類、毛布、クッション、枯葉、木切れ（長さ50cm以下）、 カセットテープ、シャンプー容器 、革、ゴム製品、ビニールパイプ（袋に入る長さ）、 プラスチック製容器 など	ステーション方式	有料指定袋
燃えないごみ	空き缶、ガラス、なべ、小型コンロ、ガスカートリッジ、包丁、その他袋に入る金属類、せともの、傘、 小型の電化製品 、電池、蛍光灯、電球、針金、 電話機 、ライターなど	ステーション方式	有料指定袋
空きビン	清涼飲料水、酢やポン酢などの調味料、酒などの瓶容器	ステーション方式	有料指定袋
ペットボトル	酒類、しょうゆ、みりん、麦茶、ジュースなどのペットボトル表示識別マークがある容器	ステーション方式	有料指定袋
発泡スチロール	発泡スチロール容器、発泡スチロール製皿（トレイ）など	ステーション方式	有料指定袋
粗大ごみ	家具類（金具ははずすこと）、事業系ダンボール、マットレス（スプリングははずすこと）、タタミ、自転車、一斗缶、ストーブ、 電気コタツ など	直接搬入	直接搬入

◆図表 6-8-3 和泊町及び知名町の分別区分（類型Ⅱの場合）

分別区分	主な対象物	収集方式	排出方法
燃えるごみ	生ごみ、雑誌、古本、新聞、衣類、毛布、クッション、枯葉、木切れ（長さ50cm以下）、カセットテープ、革、ゴム製品、ビニールパイプ（袋に入る長さ）など	ステーション方式	有料指定袋
燃えないごみ	空き缶、ガラス、なべ、小型コンロ、ガスカートリッジ、包丁、その他袋に入る金属類、せともの、傘、電池、蛍光灯、電球、針金、ライターなど	ステーション方式	有料指定袋
空きビン	清涼飲料水、酢やポン酢などの調味料、酒などの瓶容器	ステーション方式	有料指定袋
ペットボトル	酒類、しょうゆ、みりん、麦茶、ジュースなどのペットボトル表示識別マークがある容器	ステーション方式	有料指定袋
プラスチック製容器包装	レジ袋、ポリ袋、ラップ・フィルム類、 シャンプー容器 などのボトル類、カップめんのカップなどの容器、発泡スチロール容器、発泡スチロール製皿（トレイ）などの発泡スチロール類、果物用のネット、ボトルのキャップ類、その他プラスチック製容器包装表示識別マークがあるもの	ステーション方式	有料指定袋
紙製容器包装	紙箱、カップめんなどの紙容器、包装紙、ポテトチップスなどの缶、割りばしの袋、その他紙製容器包装表示識別マークがあるもの	ステーション方式	有料指定袋
小型家電	電話機、電気コタツ 、ドライヤー、コーヒーメーカー、トースター、アイロン、ゲーム機、デジカメなどの 小型の電化製品	ステーション方式	有料指定袋
粗大ごみ	家具類（金具ははずすこと）、事業系ダンボール、マットレス（スプリングははずすこと）、タタミ、自転車、一斗缶、ストーブなど	直接搬入	直接搬入

◆図表 6-8-4 プラスチック製品廃棄物の一例

品目	分別時の注意点
網戸の網	プラスチック製のものに限り 50cm未満に切断したものに限り
泡立て器	プラスチック製のものに限り 柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製などは除きます
犬小屋	プラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り 洗浄され、汚れが付着していないものに限り
うちわ	骨組みがプラスチック製のものに限り
おもちゃ	プラスチック製のものに限り ゴム製のは除きます 電気式及び電池式のは除きます 一部金属を使用しているもので安全に取り外せる場合は出来るだけ除去します
カセットテープのケース	
カセットテープのテープ	テープを50cm未満に切断したものに限り
ごみ箱	プラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り
指定収集袋	袋の中身が空であるものに限り
自転車のかご	プラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り
人工芝	50cm未満に切断されたものに限り 洗浄され、汚れが付着していないものに限り
タッパー型保存容器	
突っ張り棒	棒部分がプラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り
バケツ	プラスチック製のものに限り
歯ブラシ	電動歯ブラシは除きます
ハンガー	プラスチック製のものに限り フック部分が金属製のものも含みます
ファイル	面版がプラスチック製のものに限り 一部金属を使用しているもので安全に取り外せる場合は出来るだけ除去します
プランター	プラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り 洗浄され、汚れが付着していないものに限り
風呂のマット	プラスチック製のものに限り 50cm未満のものに限り 裏がゴム製のは除きます
ポウル（調理器具）	プラスチック製のものに限り
ボールペン	本体がプラスチック製のものに限り インクは使い切るか芯を抜く必要があります
ポリ容器（ポリタンク）	内容物が含まれていないこと 洗浄され、汚れが付着していないものに限り
ポンプ、空気入れ	プラスチック製のものに限り

※太字箇所は本圏域におけるごみの分別区分にて分別の記載があるものです。

出典：「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月、環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）

6-9 処理方法及び処理主体

1 収集・運搬計画

収集・運搬計画を以下に示します。

(1) 収集・運搬の実施主体

和泊町及び知名町それぞれで実施していきます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本圏域全域とします。

(3) 収集・運搬量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における収集・運搬計画量は2,039t/年と見込んでいます。

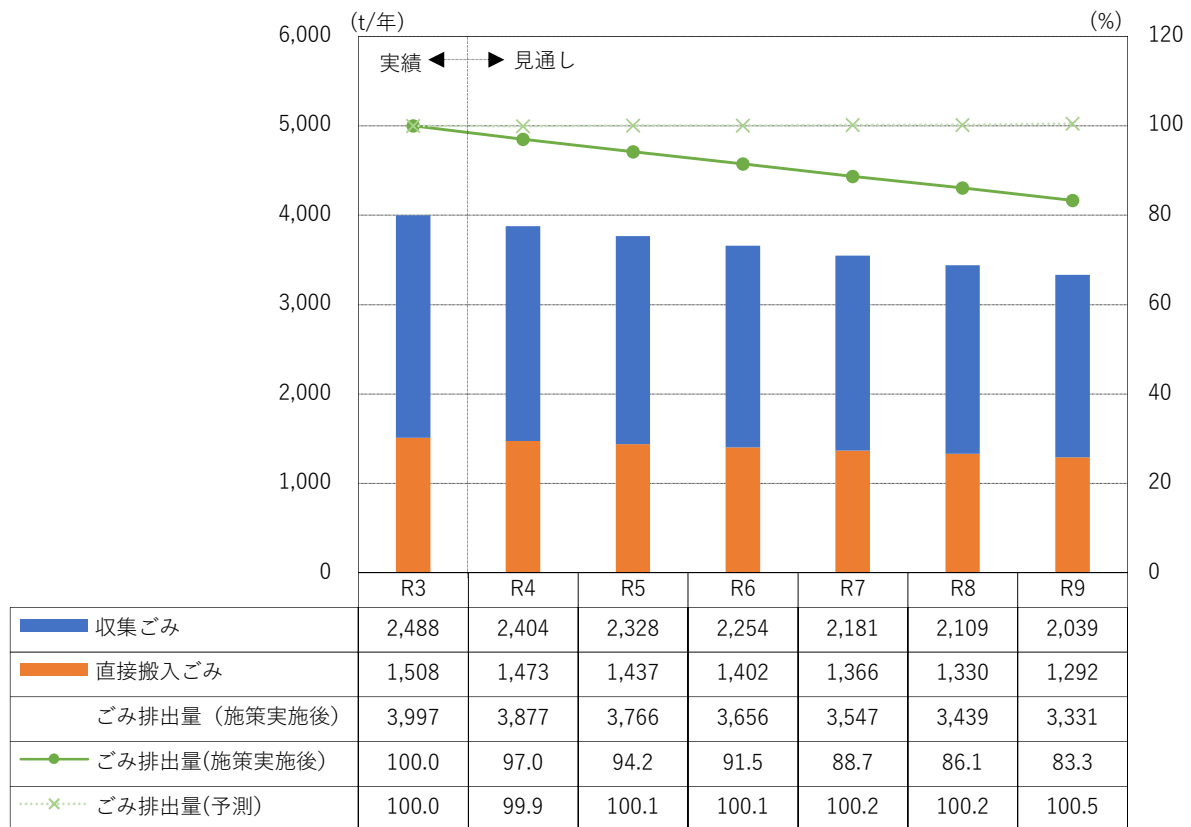
◆図表 6-9-1 収集・運搬計画量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目	実績	見通し（施策実施後）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
人口（人）	11,827	11,656	11,486	11,315	11,145	10,973	10,803	
収集 ごみ		2,488	2,404	2,328	2,254	2,181	2,109	2,039
	燃えるごみ	2,221	2,154	2,088	2,023	1,959	1,897	1,835
	燃えないごみ・空き缶・その他	125	119	114	110	106	102	98
	空きビン	90	84	80	76	72	68	65
	ペットボトル・発泡スチロール	51	48	46	45	44	42	41
直接 搬 入 ご み		1,508	1,473	1,437	1,402	1,366	1,330	1,292
	燃えるごみ	1,235	1,206	1,177	1,148	1,119	1,090	1,059
	燃えないごみ・空き缶・その他	128	127	125	124	122	121	120
	ペットボトル・発泡スチロール	9	9	8	8	8	8	7
	粗大ごみ	76	73	70	67	64	61	58
	ダンボール	60	58	56	54	53	51	49
ごみ排出量	3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331	

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-2 収集・運搬計画量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

※令和3年度を100%として算出

2 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

- 中間処理は、今後とも本組合の沖永良部クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤード）各施設において、適正に行っていきます。
- 町民への啓発活動を通じて、ごみの減容化を図っていきます。

(2) 中間処理の方法

ア ごみ焼却処理

燃えるごみは和泊町及び知名町の各町において、町民への啓発及び収集・運搬体制を適宜見直し、排出抑制に努めながら沖永良部クリーンセンターへのごみ焼却施設において処理を行っていきます。

イ 破碎・選別処理及び一時保管

燃えないごみ、粗大ごみ、ペットボトル、発泡スチロール、空きビン、ダンボールは和泊町及び知名町において排出抑制に努めながら沖永良部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において破碎・選別を行い、有価物を回収し、ストックヤードに一時保管した後、再生処理業者へ委託し、資源化を図っていきます。

(3) 中間処理量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における中間処理量は2,925t/年と見込んでいます。

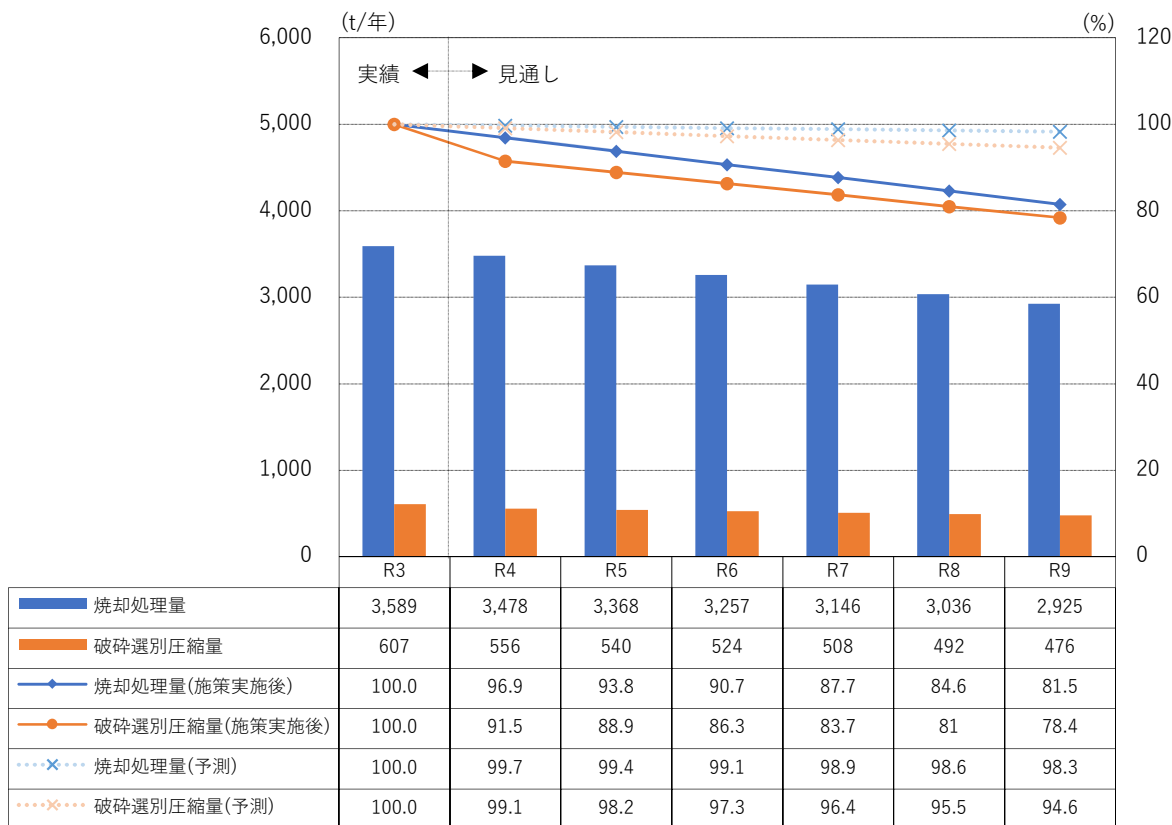
◆図表 6-9-3 中間処理量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目		実績	見通し（施策実施後）					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
ごみ排出量		3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331
中間 処 理	焼却処理量	3,589	3,478	3,368	3,257	3,146	3,036	2,925
	燃えるごみ	3,583	3,473	3,362	3,252	3,142	3,032	2,921
	粗大ごみ処理施設・可燃物	6	6	5	5	5	5	4
	破碎・選別・圧縮処理量	607	556	540	524	508	492	476
	燃えないごみ	253	245	237	229	221	214	200
	空きビン	211	205	199	193	187	181	156
	ペットボトル・発泡スチロール	4	4	4	3	3	3	3
	粗大ごみ	77	75	73	71	69	68	64
	ダンボール	62	60	59	57	55	54	52

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-4 中間処理量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※令和3年度を100%として算出

3 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

- 町民、事業者への啓発活動を通じて、埋立物の減量化・減容化に努めます。
- 一般廃棄物最終処分場の延命化を図っていきます。

(2) 最終処分の方法

本圏域における最終処分の対象物は焼却灰、飛灰の固化物及び不燃物残渣であり、今後も沖永良部最終処分場へ搬入し、維持管理計画に沿った形で埋立処分をします。

また、埋立は全て中間処理後に行うものとします。

(3) 最終処分量

施策実施後の令和9年度（目標年度）における最終処分量は349t/年と見込んでいます。

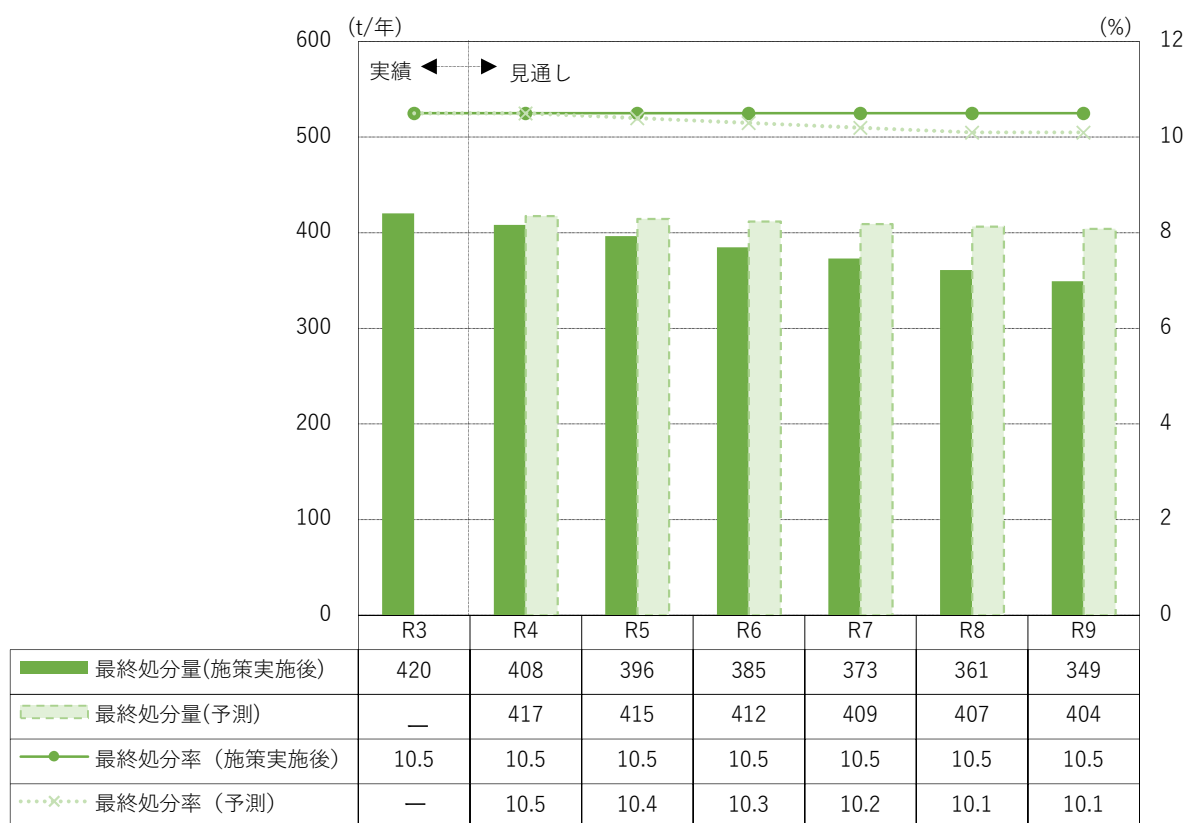
◆図表 6-9-5 最終処分量の見込み（施策実施後）

単位：t/年

項目	実績	見通し（施策実施後）						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
ごみ排出量	3,997	3,877	3,766	3,656	3,547	3,439	3,331	
最終処分量	420	408	396	385	373	361	349	
ごみ 焼却施設	焼却灰	223	217	210	204	198	192	185
	飛灰の固化物	75	73	71	69	67	65	63
粗大ごみ 処理施設	不燃物処残渣	122	119	115	112	108	105	101
最終処分率（%）	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	

※端数処理のため、合計値が合致しない箇所があります。

◆図表 6-9-6 最終処分量の見込みの推移と経年変化（施策実施後）



※令和3年度を100%として算出

4 その他

（1）町民及び事業者の協力

町民及び事業者には環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となります。

今後、3者の協力体制を確立するためにも本計画を活用し、3者の役割を明確にするとともに周知していきます。

（2）災害対策

災害廃棄物は和泊町及び知名町の「地域防災計画」に基づき、鹿児島県や他市町村の動向を勘案しつつ、和泊町及び知名町と協力し災害廃棄物処理計画などの策定を検討していく必要があります。

また、大規模な震災や水害等の災害時には通常通りのごみ処理が困難となるとともに、大量の瓦礫等の廃棄物が発生することが予測されます。そのため、普段からごみ処理の広域的な連携体制を築いていくことが重要となります。

（3）不適正処理・不法投棄への対応方針

和泊町及び知名町とともに鹿児島県との連携を図りながら、町民及び事業者に対して適正処理への協力を呼び掛け、意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起、環境

美化に関する情報や活動の周知徹底及び監視指導員による監視・指導体制の強化などを図り、不法投棄の防止に努めていきます。

ア 特別管理一般廃棄物の取り扱い

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物、ばいじんなどの特別管理一般廃棄物は廃棄物処理法に基づき、排出者責任の原則により事業者がその処理責任を負います。そのため、事業者は自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。

イ 適正処理困難物の取り扱い

適正処理困難物は引き続き、製造・販売事業者による回収・引取を促進するとともに、各種リサイクル法などに示される適正処理が行われるよう和泊町及び知名町と協力して啓発を行っていきます。また、本圏域で処理できないごみは専門の処理事業者等による適正処理を行います。

◆図表 6-9-7 沖永良部クリーンセンターに持ち込み不可ごみ

項目	適正処理困難物	産業廃棄物
ごみの例	<ul style="list-style-type: none"> ■タイヤ、バッテリー ■LPガスタンク、消火器 ■オートバイ、自動車、ボイラー ■生木、青草、農産物の不用品 	<ul style="list-style-type: none"> ■大量の鉄くず ■土、石、コンクリート等 ■廃材、廃油、引火物 ■農業用廃ビニール、使用済農薬容器
		<ul style="list-style-type: none"> ■建設廃材、木くず ■金属くず、家畜の死体 ■その他、事業活動で生じた廃棄物

※法令により事業者自身の処理責任

(令和4年4月1日現在)